

令和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 7 回 定 例 会    9 月 2 日    開   会  
                         9 月 17 日   閉   会

南 三 陸 町 議 会

令和2年9月7日（月曜日）

第7回南三陸町議会定例会会議録

（第4日目）

令和2年9月7日（月曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会 計 管 理 者	三 浦 浩 君
総 務 課 長	高 橋 一 清 君
企 画 課 長	及 川 明 君
企画課震災復興企画調整監	桑 原 俊 介 君
管 財 課 長	阿 部 彰 君
町 民 税 務 課 長	阿 部 明 広 君
保 健 福 祉 課 長	菅 原 義 明 君
農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
商 工 観 光 課 長	佐 藤 宏 明 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
建設課技術参事 ( 漁 港 担 当 )	田 中 剛 君

教育委員会部局

教 育 長	齊 藤 明 君
教 育 総 務 課 長	阿 部 俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	大 森 隆 市 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	男 澤 知 樹 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	男 澤 知 樹
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	小 野 寛 和

議事日程 第4号

令和2年9月7日（月曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第 91号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第 92号 工事請負契約の締結について

- 第 5 議案第 93号 工事請負変更契約の締結について
- 第 6 議案第 94号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第 95号 工事請負変更契約の締結について
- 第 8 議案第 96号 工事請負変更契約の締結について
- 第 9 議案第 97号 工事請負変更契約の締結について
- 第10 議案第 98号 工事請負変更契約の締結について
- 第11 議案第 99号 工事請負変更契約の締結について
- 第12 議案第100号 工事請負変更契約の締結について
- 第13 議案第101号 権利の放棄について
- 第14 議案第102号 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議について
- 第15 議案第103号 教育委員会委員の任命について
- 第16 議案第104号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第17 議案第105号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第18 議案第106号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第19 議案第107号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第20 議案第108号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第21 議案第109号 令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。本日も定例会4日目であります。

なお、今日も暑くなりそうでありますので、脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において8番村岡賢一君、9番今野雄紀君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の会議のための説明のための出席者につきましてはお手元に配付したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

---

午前10時13分 再開

---

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

---

#### 日程第3 議案第91号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第91号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第91号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は令和2年度普通河川滝浜川河川災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について、南

三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第91号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的、令和2年度普通河川滝浜川河川災害復旧工事でございます。

契約金額、5,225万円。契約の相手方、株式会社沼正工務店さんでございます。

続きまして、議案関係資料その1の28ページをお開きいただきたいと思います。

こちらには工事概要といたしまして工事場所、戸倉字滝浜地内でございます。

工事概要でございますが、河川の災害復旧工事、延長95メートル、ブロック積み等でございます。工事期間につきましては、令和3年3月31日までとさせていただきます。

次に、1枚おめくりいただきまして、29ページには位置図、30ページには平面図と標準断面図、31ページには工事請負仮契約書の写しを添付させていただいてございます。

簡単ではございますが、以上細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。何件か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、地区の人たちによっては壊れた元の堤防なり何なりを、今回の工事で当然なんだろうけれども、撤去するのかどうかということもありましたので、その確認と、昨年10月からこのような形で、大きい壊れたやつが川の真ん中にあるということは、昨今の台風等でまた大水が来たときに、新たな被害が大きくなる可能性もあると思いますので、そこで伺いたいのは、例えば今回こういった本工事になるんですけれども、応急的な形で災害直後、大きい瓦礫のようなものは撤去できるのかどうか伺っておきたいと思っております。

あともう一点は、今回の工事は発注になるわけなんですけれども、実は下流の398号線を少し過ぎて、もう一か所傷んでいるところがあるんですけれども、その改修はどのような形になるのか伺っておきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございますが、応急処置として河川内に障害物等があった場合ということで、それが撤去できるかということでございますが、ケース・バイ・ケースでございますが、どうしてもやはり支障があるという判断をされれば撤去せざるを得ない、いわば越流して川からあふれるという状況であれば、これは撤去せざるを得ないと考えてございます。

それと、もう一か所あるんですけども、どうするんだということでございますが、今回災害復旧事業として国からお認めいただいた範囲ということでございますので、その他のエリアにつきましては町単費の工事等で修復していくこととしてございますので、その辺はまた現地で確認させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） これも災害で早くやってもらわなきゃいけない形でございますけれども、私がちょっと不安に思うのは参考資料の30ページの標準断面図なんですけど、その中で右岸側はいいんですが、左岸側は天端コンクリート打って、その上に土砂を乗っているということですが、国でこれ承認したんだとは思いますが、コンクリートの上に土を載ければまた滑るという状況が発生するかと思います。そうした場合に、今まで護岸工事等ですと重変といたしますか、変更をかける形ですね。そのときにまた日数が大分かかる可能性も出てくるんじゃないかなと思いますが、その辺は大丈夫でございますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、災害復旧工事につきましては基本的に現況復旧が基本となっております。ということは、従前の形に戻すというのが原則でございますので、その辺はちょっと重変として認められるかどうかというのは、国と県含めまして、協議をしないでこの場で可否のいずれかということはお答えができかねますが、基本は災害復旧でございますので、現況復旧が基本ということをお伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 現況復旧は分かるんですが、現況にこのブロックはなかったもので、今回新たにブロックやるのでその上の分ですか、のり面の部分ですね。その辺のやつ、しっかり二度手間ないように、ひとつお願いしたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。



討論に入ります。(「なし」の声あり)

これより議案第91号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦清人君) なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第92号 工事請負契約の締結について

○議長(三浦清人君) 日程第4、議案第92号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第92号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は令和2年度在郷地区外1地区水産関係用地等整備工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(三浦清人君) 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事(漁港担当)(田中 剛君) 議案第92号の細部について御説明します。

議案関係参考資料その1の32ページを御覧ください。

工事名、令和2年度在郷地区外1地区水産関係用地等整備工事。

工事場所は、南三陸町戸倉波伝谷漁港内です。

工事概要は、在郷地区において水産関係用地、波伝谷地区において水産関係用地、避難路などを整備いたします。入札は令和2年8月18日、指名競争入札で行いました。入札参加者は記載の2社です。入札の執行状況等については8から14に記載のとおりです。工期は、本契約締結の翌日から令和3年3月19日までです。

34ページに仮契約書を添付しています。御確認願います。

33ページは工事平面図です。各施設の設備の位置などを御確認願います。

以上で、細部説明といたします。よろしく御説明申し上げます。

○議長(三浦清人君) これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番(及川幸子君) おはようございます。7番です。

1点だけお伺いいたします。この平面図、図面を見ますと在郷地区と波伝谷のようですが、あえてこの図面を見ますと、近いか遠いかというと離れているんですけども、2か所一緒に取ったという理由ですね。そのことによってどれだけのメリットがあるのかお伺いいたします。

それと、避難道146メートルありますけれども、これは山沿いを上がるような形状になっている、この図面を見た限り、そうなっていますけれども、これは階段式になるのか、そのまま平らで上っていくのか、その辺の内容をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 実は、漁業集落防災機能強化事業計画を定めましたときに、在郷、波伝谷地区という一地区でもって計画を策定し、復興庁からその計画について承認をいただいているところでございます。したがって、今回の工事発注につきましては、この一地区の計画を1つの工事として発注するべく、今回入札に付したところでございます。

避難路につきましては、平面図、御覧いただきますと分かりますとおり、かなり等高線が密に入ったところでございます。したがって、現在のところ設計上はいわゆる坂路、坂道でもって整備する予定でございますが、現況を確認いたしました上で、必要とあれば階段等も設置をしてみたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 避難路なんですけれども、かなり高く上って上へ避難してきた場合、上に平場が当然あるかと思っておりますけれども、その辺の確認もお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回は、波伝谷漁港の船揚げ場の近くから山を上がってまいりまして、上がり切ったところは松崎団地として整備された一角地でございます。したがって、その団地内のしかるべきところに安全施設、照明灯を設置いたしまして、そこまでの避難を呼びかけるものとしております。

○議長（三浦清人君） 5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） この議案に限らずになってしまうかなと思うんですけども、工期が3月ということで冬に差しかかっていくと思います。漁港周辺等にお住まいの方、近隣に生活されている方なんかは道路を通るとき、どうしてもこういう土をいじるような工事の場合は道路に汚れが行ってしまいますので、水で洗うということがよくあるかと思いますが、ど

うも真冬の、どうしても分かるんです。工事が終わる時間というのは夕方ですから、夕方にきれいにして皆さんどうぞ使ってくださいという話で、水をまくのは分かるんですけども、凍っちゃうんですね、その時間にまかれると。それで、なんでわざわざ事故を誘発するような時間帯に水をまいて、アイスバーンを量産するんだということを相談を受けたこともございまして、この工事自体を進めていく上で、そのあたりも所管の担当課としてはしっかり確認していただいて、地元の皆さんが事故のないように努めていただければと思いますが、そのあたりどのように対策するおつもりかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 御指摘のとおり、冬期におきまして路面に水をまくことは大変危険であると考えております。したがって、路面の汚れの状態等を確認した上で、必要最小限、水をまくなりあるいはほうきで掃くなりして、通行の安全を確保してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1件だけお聞きします。水産用地の整備ということで、2か所が今回図面の中に挙げられていますが、この用地の活用というのは、そこで水産に携わっている方がそこでまた工場を建てるとか、そういった形の方向でこの用地は整備したら使われるのか。用途に関して教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 水産関係用地につきましては、基本的には漁港を御利用になられる皆様が共同で御利用いただくという場所でございます。例えば、漁具の繕いと申しますか、整理であったりあるいは漁獲をまたそこでさばくと申しますか、そういった用地として考えております。そのほかには、緊急避難的に船を揚げてそこに留め置くということも考えられております。

ただ、地区の皆様方が御理解される前にあっては、特定の個人の方がその用地を占用されるという場合もあろうかと思っております。ただ、基本は地区の皆さんで、共同で御利用いただく水産用地と考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 波伝谷漁港に関しては、すばらしい環境が整備されています。結構広大な場所だと、私は思うんですが、さらにまたこの2つの場所、地区民からこういった要望があって、町ではこういった事業を進めるということだと思んですが、その辺は地区民から

の要望があって今回水産用地として整備するということですか。その辺最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 原則は、やはり漁港をお使いになられる皆様方からの御意見、御要望等も伺いながら計画を具体化してきておるところでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 水産関係用地、各地にあるわけでございますが、用地の管理、そして使用内容というものはどのようになっているのか。それから、関係用地の面積の上限というものは付随しているものかどうか。その辺。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 管理については、基本的には、先ほども申しました地区の皆様方で、共同で御利用いただくということでございますので、例えば表面が傷んだりしたような場合は町で補修をいたしますが、通常の清掃ですとか、そういった管理につきましても、地区の皆様方をお願いしているところでございます。

使用内容等につきましては、先ほどの千葉議員からの御質問にもございました。漁具の整理であったり、あるいは時には船を……、それから整備の面積につきましては、これは特に上限というものは定められておりません。基本は、防災集団移転促進事業でもちまして町が買取いたしました元宅地を利用して、水産用地を整備しております。ただ、形状が悪かったりあるいは面積が少ないような場合は、周辺の土地も買い足して整備しているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、町と地域の方々の間には、賃貸借契約とかそういうものは結ばないということなんですか。そうすると、今ちらっとお話ししましたようだが、経年劣化による回復は、全面町で責任を持つということによろしいですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 特定の方と賃貸使用契約、これは原則としては結びません。ただし、地区の皆様方で実際には話合いの上、水産用地の特定のエリア分けといたしますか、通常お使いになられるところを話合いの上で決めていかれるということはあるかもしれませんが、それに対して町と使用契約を結ぶということは考えておりません。

ただし、先ほども御質問がございましたが、例えば何らかの機械とか設備を、特定の方が水

産用地に置くとか、あるいは小屋を建てる、こういった場合は占用の許可を取っていただくこととなります。

それから、もう一点何か、修繕につきましては先ほどもお答え申しましたとおり、表面が経年劣化して使用に耐えられないと判断する場合は、町が舗装をし直すということになってまいります。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） その修理、経年劣化も様々あるわけですね。何ていいますか、普通に使っていて普通に劣化している、その場合のことを言っているんだろうと思いますけれども、住民といいますか、共同で使っている中で、例えば機械とかそういうもので掘り起こしてしまったとか、いろいろ傷つけてしまったとか、いろいろあるわけですが、そういう場合は地域持ちということになるのか。あるいはそこまでも町が見るのかですね。

それから、今、建物も場合によっては可能だということではありますが、いろいろと地域とそこを使用させていく中で、やはり取決め、きちっとしておかないと、だんだんに崩れていって、粗末な扱いになってくるおそれも十分あります。今までもそういう例がありますので、その辺、最初からきちっとやっていったほうがよろしいかと思えます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 特定の個人の方が損傷されるような場合、明らかに瑕疵があると認められる場合につきましては、その原因をおつくりになられた方に復旧といいますか、修繕を求める場合もあろうかと思えます。ただ、普通の状態でお使いになられている場合であれば、先ほども申しましたように、町で修繕することになると考えております。

それから、実際の使用について、地区の方々と何らかの取決めが必要ではないかということですが、これまで町でこういった水産用地につきまして、何らかの取決めをしたという事実はないかと把握しておりますが、今後必要なようであれば、そういったことも検討していくということで考えてまいります。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。今回予定されている土地は町有地なのか、それとも民有地なのか、その点確認ともう一件、在郷地区においてなんですけれども、防潮堤の内側ですね、この図面からすると。そこで今回この場所に関係用地を造るわけなんです、現在生コンが建っている団地のようなところがあるんですけれども、あそこの部分を

使っている人たちが今回こういった部分を使うのかどうか、確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 整備いたします水産関係用地が、現在町有地であるかどうかという点につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、原則といたしまして防災集団移転促進事業をもちまして町が買い取りました宅地を利用して、整備するものでございますが、一部その周辺の土地についても、形状等あるいは使い勝手のいいような面積を確保するために、買収することもございます。原則は、ここにつきましては町有地で整備するというところでございます。

それから、今現在、生コン関係の方々が水産用地を使用する（「生コンじゃなくて、生コン近辺の前団地を」の声あり）。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まず、土地のほうからなんですけれども、原則的には町有地ということですが、たしかこの部分に民家というか、震災前1軒あったんですよね。その部分の土地にしては何か随分広くなったような、その方の土地はちょっと分からなかったんですけれども、原則ということで町有地なんですけど、今回買収があったのかなかったのか。その点確認。

もう一件なんですけれども、今生コンの建っているところからギンザケさばくというか、つけるところの間の、あの広い部分なんですけれども、その部分の前、いろんな加工場とかを誘致するというので、あそこ整備した形なんですけれども、その部分を占有というか、している方たちが、今回の関係用地に使うのかどうか、その点の確認なんですけれども。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 水産用地につきまして、もう既に町有地となっているところだけで整備するものかどうか、詳細な資料を持ち合わせておりませんので、確認の上、後ほど御回答させていただきたいと思います。

それから、生コンの関係で新しく整備した水産用地、どういった方がお使いになられるかということについては現時点では私ども承知しておりません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私、生コンって出したのが誤解の元だだと思いますので、生コンから何ていうんですか、船着けるまでの間の広い部分、あるでしょう。あの部分を、何て、その部分を活用すると、今回の関係用地が果たして必要なのかどうか。それだけでなくあの広い部分、活用すれば十分、それともやはり防潮堤の外側というか、内陸側が必要だったのか。

その点確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） この水産用地については、実際どういった方がお使いになれるかどうかという御指摘、御質問と理解しますが、水産関係用地整備に当たりましては、地元の方々の御意見も伺いながら、計画を定めたところでもございますので、今現在、じゃあどういった方がお使いになれるのかというのは、私どもも承知していませんが、いずれにしても漁港を利用される方々の中でお使いいただけるものと、現在は考えております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの質問でございますが、これはすみません、私の記憶に間違いがなければなんですが、一部多分今議員がおっしゃったところに、町有地が一部あったやに記憶をしておるんですが、そこに工場等誘致してというお話でございましたが、その辺に関しましては、建設課としては何ともお答えができないということと、ここの波伝谷漁港につきましましては一応2種漁港ということで、基本的には県管理の漁港となっておりますので、その辺は御承知おきをいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 首ひねっているようだけれども、9番、あそこだのここだのって語って分からないから（「分かりました」の声あり）、はっきり分かるような質問。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今回のこの関係用地というのは、元の処理場だったところなのかどうかの確認と、もう一点、私先ほどから言っているのは、聞いているんですけども。

○議長（三浦清人君） いいから、いいから。

○9番（今野雄紀君） 今漁港に出入りしている口あるでしょう、入り口、今使っている部分。そこから入って正面から右側の広い部分があるんですけども、その部分を今漁民の方たちがある程度資材とか置いているんですけども、現在賃借しているのか、そこは分からないんですが、そういったやつを解消するために今回の関係用地を造るのかどうか、そういう確認ですので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

---

午前10時46分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 御指摘のとおり、かつてし尿処理場があった場所を利用して水産関係用地を整備するものでございます。

水産用地の使い方ということになろうかと思いますが、これにつきましては議員御指摘のとおり、防潮堤の内陸側に設けることとなります。したがいまして、海等が荒れた場合には、漁具なども防潮堤の内陸側に一時的に避難させるという必要もあろうかと思えます。そういった使われ方がされていくものと考えております。

○議長（三浦清人君） あとは何かの機会に絡めて。

ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第92号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第93号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第93号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第93号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和元年度町道平磯線道路改良工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第93号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていた



だきます。

工事の目的でございます。令和元年度町道平磯線道路改良工事でございます。

契約金額を4,290万円から1,628万6,600円を増額いたしまして、変更後の契約金額を5,918万6,600円とするものでございます。

契約の相手方でございますが、株式会社タカノ鐵工でございます。

議案関係資料の36ページを御覧いただきたいと思えます。

そちらに位置図を載せていただいております。中ほどより右側に大きめの文字で施工延長235.9メートルを322.4メートルに延伸をするというものでございます。これにつきましては、用地等の買収が済んだということで延長を延ばすというものでございます。

1枚お戻りをいただきまして35ページにそれに伴う変更の増減額の概要を載せさせていただいております。

またすみません、37ページをお開きください。

37ページには平面図、今回追加となった延長分の86.5メートル、それと標準断面図を添付させていただいております。

38ページには変更仮契約書を添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第93号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第94号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第94号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第94号工事請負変更契約の締結について御

説明申し上げます。

本案は、平成29年度中橋地区築堤護岸工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第94号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

工事の目的でございます。平成29年度中橋地区築堤護岸工事。

契約金額を8億2,425万2,760円から2,114万9,700円を増額し、変更後の契約金額を8億4,540万2,460円とするものでございます。

契約の相手方でございますが、升川建設株式会社でございます。

議案関係参考資料の40ページをお開きください。

こちらに箇所平面、断面をつけさせていただきます。今回の変更の大きな、主な点といたしまして、①の平面で点線で囲われている箇所でございますが、こちらの築堤護岸をする際に基礎工をやっておりまして、堆積物ですね、ヘドロ状の堆積物が露見されたということございまして、築堤をする以上は良質なものに置き換える必要があるということで、その土砂の撤去分が増えたというのが一つございまして、②につきましては中橋の上部工工事に関しまして、本来はこちらの張りブロックでございましたが、どうしても施工調整上、桁を一時的に押さえるベントという支柱等がございますが、それらの施工等に関しましてブロック張りができなかったということで、こちらを2次製品から場所打ちのコンクリート護岸に替えたというものでございます。

1枚お戻りをいただきまして、参考資料39ページでございます。こちらに変更内容ということで護岸基礎工、河川の堆積物の処分費の増、法覆護岸工でございますが、こちらは2次製品から場所打ちになったことによりまして減ということで、トータルいたしまして増減額約2,100万円というものでございます。

なお、参考資料41ページには工事請負変更仮契約書を添付させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子

君。

○7番（及川幸子君） 何点かお伺いたします。まずもって、ただいまの説明でヘドロが出てきたので、その分もあるということなんですけれども、工事の増額の内訳ですね。そういうものは当初からこの付近もやっておりますから、設計上、当初この額に含まれなかったのか。今回だけそのものが、堆積物が出てきたのか。その辺お伺いたします。

それから、補償費が出ております。既設水道管の復旧費の増で出ております。これらの内容ですね。それから参考資料42ページの内訳で、失礼しました。ヘドロの件と最初の設計に含まれない、今やってきて含まれていなかったのか。その辺です。2,100万円の増額になった部分の要因が、お伺いたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、当初は見込めておりませんでした。工事に当たって新たに発見といいますか、出てまいりましたものでありますことから処分費を増額としたものでございまして、当初から当然見込めていれば、当初から設計に反映させておったものですが、当初は想定できなかったということでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、この図面見ていますと、40ページの、大分上下左右終わっている工事で、ここの赤の①の部分だけからそういう堆積物が出てきたのか。終わっている部分からも出てきているはずだと思うんですけれども、ここの部分だけが出てくるというのはちょっと納得いかないんですけれども、最初の設計にこれが漏れていたという説明なんですけれども、そう解釈してよろしいですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当初設計から漏れていたということではなくて、想定されなかった堆積物が出てきたので処分をし、増額するというところでございます。それと、前後の護岸やっておりますので、これも県等の工事の内容を聞きますと、こうした堆積物が発見されたところもございまして、なかったところもあるということで、当初設計では見込めなかった部分ということでございますので、分かっている最初から計上していないということではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点か質問しますので教えてください。今回、中橋の下のほうの護岸工

事だと思うんですけども、護岸工事の中で中橋の写真に書かれている位置というのは、旧中橋があったところの同じ場所に新たな中橋ができたと思うんですが、その辺の確認です。

あとはヘドロが出たと言っていますが、ヘドロがなぜここにあつて、その分工事費がかかるかというのは、その原因的には町の建設課である程度、これまでの歴史を見た場合に何でかということが分からなかったのか。その辺お聞きします。

あとは、来月の10月12日開園ということで案内を議員全員もらいましたが、そういった中で今回の工事に関して完了が9月30日だったと思うんですが、こんなぎりぎりいっぱいこの工事を始めて、もしまた何か例えば硬岩が出るとか何か問題があったときには、このオープンに支障が出るような気がするんですが、その辺の心配というのはないのか。この3点を教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、1点目のこの堆積している経緯ということでございますが、それにつきましては、津波等々も含めまして堆積をしたものと考えてございます。それと、すみません、1番目の旧中橋付近ということでございますが、若干位置的には、ずれてございます。

それと、3点目の全体開園に影響がないのかということでございますが、こちらにつきましてはもう既に護岸の施工、終わってございます。現段階で変更契約を計上させていただいているというのは、こちらの護岸につきましては本来県でやるべき護岸でございまして、それを中橋等々の関連もあるということで、町が県から受託を受けて施工しているものでございますので、申し添えさせていただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長、できればもう少し親切に教えていただきたいんですけども、若干の中橋の場所の移動があると。北なのか南なのか、どっちの方向にどのぐらい大体移っているのか。そういった話の中で、このヘドロの原因というのは旧南三陸町役場の前に近かったら、そこに池があったりしたので、その泥水が年々堆積してヘドロになったとか、そういったことが考えられると思うんです。ただ、橋が旧中橋の同じ場所かということだけじゃなくて、北にしっかり何メートルとかじゃなくていいんですけども、10メートルとか何ぼか動いたせいで、結局そういった原因もあるんじゃないかといった議論を、できれば議会でしていきたいので、もうちょっと答弁親切に、できればお願いしたいと思います。

完成には取りあえず問題ないと。しかしながら、工事というのはやってみないと分からない

現実があって、また工事を進めていく段階で何かあって、トラブルがあったときには開園に関してやはり見た目が悪いような状況も、来客した人、祈念公園に入る人には見た目がすごく悪いと思うんです。そういった部分も9年5か月、6か月とかかっているものですから、その辺はしっかりした形で、祈念公園の来場者には護岸の整備されたのを見てもらいたいという私の気持ちから今のような質問をしています。その辺もう一度答弁をお願いします。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

議案第94号の質疑を続行いたします。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、大変説明が不足しておりまして、大変申し訳ございません。

まず、中橋の位置でございますが、旧中橋より約100メートルほど上流側に移ってございます。それと、①の堆積土砂でございますが、こちらは既に施工を終わっておりまして、今回の変更は精算変更となります。堆積した経緯については、現在調べようがないというのが正直なところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ確認をお願いします。39ページの現場打ちへの変更に伴う減ということで伺いたいんですけれども、素人考えというか、思いからすると世のものが手作りだと高いように、出来合いよりも現場でやったほうが高くなるんじゃないかという思いがあったんですけれども、今回減額になったということは加工品のほうがより高いということなのか。その辺の事情を伺いたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 標準仕様は議員おっしゃいましたとおり、2次製品が標準でございます。2次製品と場所打ち比べるとどちらが高いかということでございますが、2次製品のほうが高いということでございます。今回は、特別に県との協議を経て、ここだけ場所打ちにさせていただいたという経緯でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 県の協議でこのような形になったというのは分かるんですけども、2次製品が何で現場打ちより割高なのか、その要因、原因を伺いたいと思います。そうすることによって、例えば護岸の防潮堤と勘案すると、現場打ちのほうが安く上がったんじゃないかという思いがあるもので、お聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） どうしても、2次製品となりますと工場で型枠を組んで生コンを打って、その上で工場からまた運搬費がかかるということでございます。場所打ちですと、その場で生コンを持ってきて打てば終わりということでございますので、経費は当然場所打ちのほうが、現場打ちのほうが安いということでございます。ただこれ標準仕様は2次製品が標準仕様ということで取決めをされておりますので、今回は施工の調整上、やむを得ずということで県から了解をいただいたものでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2次製品がなぜ高いのかということで、大体運搬費等がいっぱいかかっているんですか。それは課長分かるかどうか分からないんですけども、工場から型枠で造って運搬費をかけて持ってくる。そこで伺いたいのは、当町において生コンのプラントが何か所かできたんですけども、そういったところの機能は、現場打ちには機能しなかったのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 地元の生コンプラントが機能しなかったという意味がすみません、ちょっと理解できかねるんですが、標準仕様は2次製品でございますので、基本的に場所打ちでやるということは、原則はないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第95号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第95号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第95号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度葦浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第95号の細部について御説明いたします。

議案関係参考資料その1の44ページ、仮契約書を御覧ください。

工事名、平成29年度葦浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町歌津葦の浜漁港内です。

42ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6142号のうち、防潮堤について、旧防潮堤の基礎に使われていました捨石を新しい防潮堤の基礎に再利用すること、管理用階段と防潮堤の隔壁を構造的に一体化することなどにより、2,200万円の減額。同じく町道の補償費について既設水道管の復旧が増工となり、1,600万円の増額。また、取付道路の補償費を新たに追加することにより1,700万円の増額、漁港施設機能強化事業として、物揚場背後の用地の舗装工事を新たに追加することにより700万円の増額など、以上合計2,000万円の増額です。

43ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で、細部説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明で分かりました。まずもって、1点目は現場の捨石を利用したことによる減ということで、これは評価いたします。2,200万円の減額が出ました。それによりまして、町道の補償費、既設水道管の復旧費の増ということで、これ変更前は1,000万円だったんですけれども、1,600万円の増ということで、最初から既設水道管、分からなか

ったんでしょ。ここは部落が上に上がって、漁港のほうは町道しかないんですけども、その水道管の復旧工事、延長が余計になったと、85.6メートル延長になったということなんですけれども。この辺は最初から分かっていなかったのか。

それからその下の補償費、取付道路。これは取付道路の補償費、追加計上ということなんですけれども、これらも設計の段階で分からなかったのか。その辺、2回変更のときも出ていますけれども、その辺で確認できなかったのかどうかお伺いします。

それから、水路の現地生産による施工数量の増ということで、これも少額ですけども、これはいいですけども、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 町道の中に埋設されておりました既設水道管の補償費でございますが、この町道等を工事で触りますことから、一旦仮設の水道管を造って、再度また本管を埋め直すということで、想定しておりましたよりも多額の工事費を要することとなりましたので、今回変更で追加計上させていただくものでございます。

取付道路につきましては、43ページの工事平面図の中で、赤の引き出し線でもって記しております取付道路2か所でございます。その間に、取付道路26.8メートルと記載しておりますが、この分は当初から計上されておりました。この両端につきましては、工事することは当初から想定はされておりましたが、実際取り合いの関係上、道路の高さ等が未定であったものから、今回追加で計上させていただくことになったものでございます。

それから、現地精査の結果による数量の変更ということでございますが、これは設計とそう大きくない数量の変更でございますが、やはり図上で拾い上げたものと実際現場で施工した間に、僅かながら数量の増減がどうしても発生いたします。そのことを指して現地精査によるものと表記してございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この設計は委託していると思いますけれども、第2回の変更のとき、既に分からなきゃならないことだったと思うんです。設計を委託しているわけですから、委託者との打合せの上で確認取れなかったのか。大枚をかけて設計委託していますから、その辺の延長とか総合的な話合いが、どこまでなされていたのか疑問に思うわけですけども、ここに来て延長増えましたって3回目です。そういうことを懸念するわけなので、その辺の説明をお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。



○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 設計変更の進め方につきましては、昨年12月あるいは本年2月の定例会並びに臨時会でも御説明申し上げましたが、今回の防潮堤工事のようになかなか大規模な工事、しかも施工が複数年に及ぶ場合につきましては、大体年に1回のペースで変更設計契約を結ばせていただきたいということは、かつて御説明申し上げましたとおりでございます。

今回は、前回の変更の折に、こういった変更内容については把握できなかったのかということでございますが、現場を進めていくそれぞれの段階ごとに、明らかになってくるものがやはりございます。前回の変更契約設計時には、こういった取付道路についてはまだ現場着手しておりませんでしたので、そういったものが把握できなかった。今回、現地に着手することによりまして明らかになりました変更内容を、今回の変更設計契約に反映させていただいておるということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかありますか、まだ。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、説明伺いましたけれども、もろもろの年に1回の打合せだと言いますけれども、やはりこれは復興税、変更1年1回の変更をかけるための打合せしなきゃないということなんですけれども、1年に1回の変更なんでしょうけれども、常々、これは1回ならず現場の様子を伺いながら、こういうマイナス面が出ないような、そういうやり方を希望しますので、その辺今後ともよろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 御指摘は十分承知して、今後現場の運営に反映させていきたいと考えておりますが、何分設計段階では把握できないようなことが、やはり現場進めていく上で明らかになってまいります。したがって、そういったものを変更設計契約の中に反映していくとなりますと、例えば今回のような前回分からなかったことが、今回の契約の中に反映されてくるあるいは現地精査の結果、施工数量の増減が発生するということは、どうしても避けられないことであると御理解いただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1点お伺いしたいと思っておりますが、その前に最初から分からなかったのかという話になると、ブーメランでありまして、議会側は最初から分かっていたのに何で議決したんだという話になりますので、その辺は現場の作業に当たられている皆さんの士気が下がらないように、御配慮いただければなと思っておりますけれども、42ページですね、一番上段から2行目ですか、防潮堤本工から陸閘部を控除したことによる減ということがご

ざいます。先ほど来、現場を、蓋を開けてみたらと言ったら変ですけれども、現場に着手してみて、土を掘り起こしてみたらこういうものがあつたと、それについて現場で臨機応変に対応していくということは数字の積み上げですので、最終的な増減というものに対してのある程度の説得力があるかなと思うんですけれども、控除という話になると、やった工事は結果変わっていないんだけど、この分の領収書を防潮堤の本体工事で落とすか、陸閘分で落とすかという話になってくるのかと思ひまして、ここはかなりの注意といいますか、決してミスであるとか、数字の行き違ひがあつてはならない部分かなと思ひますので、その辺り十分なケアをしながら、議案書として提出されたのか。そこの確認はさせていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） この件につきましては、御指摘のとおりでございます。本来であれば、防潮堤の陸閘部というのは防潮堤本体工がいわゆる抜けるといいますか、その分開放されておりますので、本体数量からその分を控除しておくべきであつたと考えております。残念ながら、設計数量等精査いたしました結果、その分がいわゆる二重計上といひますか、本来陸閘として控除すべきところが、されていなかったということが確認できましたので、これは設計を正確なものに、また契約を正当なものにするために、今回変更させていただいたところでございます。

これにつきましては、本来あつてはならないことですが、何分設計段階での十分な精査ができていないまま発注に及んだということもございまして、これにつきましてはおわびを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） フラップゲートを初め、立派な陸閘をつけていただいて、地元では防潮堤があることで海が見えなくなるとか、様々な防潮堤に関しては議論があつたかと思ひますけれども、我々町民としては海をなりわいにしている方が多いわけで、そこに対して皆さんが利用しやすいような構造物を造っていくということに腐心していただいていることには、感謝申し上げたいところでもありますし、この後も防潮堤の契約続きますけれども、一定程度めどが見えてきたなどは思ひしておりますけれども、今申し上げていただいたような、せっかく造つたのに後でけちがつくといひますか、何ていひましよう、事務処理上の不手際があつてということは、地元にとつても不名誉なことであるでしょうし、厳に謹んでそういった状況は回避していただきたいと思ひますので、なお一層図面であるとか現場の施工に

当たっては、厳重に管理していただきたいと申し上げて質問を終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第95号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第96号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第96号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第96号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度館浜漁港海岸防潮堤設置等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第96号の細部について御説明します。

議案関係参考資料その1、47ページ、仮契約書を御覧ください。

工事名、平成29年度館浜漁港海岸防潮堤設置等工事。

工事場所は、南三陸町歌津館浜漁港内です。

45ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

新規海岸防潮堤について、従前県道泊崎半島線に接続しておりました既存の道路が、今回の防潮堤建設で分断されるため、その接続のための乗入道路を防潮堤の天端部に追加いたします。また、現地精査の結果、土工数量や根固めブロックの数量などに変更が生じ、合計2,200万円の増額です。

46ページは、工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で、細部説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点だけお伺いいたします。この道路、今通行止めになって入れなくて現地確認はなかなか難しいんですけども、ここは館の魚竜化石があるところなので、その辺の現場に行くのに支障があるのかないのか。その辺お伺いいたします。あるとすれば、どのような支障があるのか。山岸を通って階段下りていくということがあるんですけども、そこに行くまでの道路が、変更あるのかどうなのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 工事中、確かに周辺の方あるいは漁港を利用される方々には御不便をおかけしておりますが、一時的に通行ができない道路が発生したとしても、必ず迂回路等は確保いたしておりますので、何らかの形で今御指摘のありましたようなところには行けることになっております。

○議長（三浦清人君） ほかに。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 魚竜化石への通路ということでございますが、今の技術参事から御説明申し上げましたとおり、防潮堤内、海側に当然漁港等もありますので、漁民の方々の通行は確保していると。それから魚竜化石の産出されました場所までについては、当然防潮堤の外でございまして、漁港に行けるということは魚竜化石のその場所にも行けるということとございまして御理解いただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第96号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第97号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第97号工事請負変更契約の締結についてを議題といたし

ます。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第97号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度細浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第97号の細部について御説明します。

議案関係参考資料その1の50ページ、仮契約書を御覧ください。

工事名、平成29年度細浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町志津川細浦漁港内です。

48ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6143号のうち、防潮堤について防潮堤本体のコンクリート打設時に底部に敷く漏洩防止用シートや、水門部の転落防止柵を追加計上することなどにより、2,800万円の増額。同じく、町道補償費について、町道の法線を変更することにより土工数量が変わり、700万円の増額、漁業集落防災機能強化事業のうち水産関係用地の地盤高さを見直すことにより、1,700万円の減額など、以上合計700万円の増額です。

49ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で、細部説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 細浦地区の防潮堤工事だと思うんですけども、ここに関しては防潮堤が今建設されて、建設業者が防潮堤を造るための大型トラックとか重機とかがここで動いているわけなんですけど、防潮堤の陸側の道路がなかなか工事が終わらない限り、なかなか舗装にはならないのかなと。そして、ここにいつも行ってみたときに雨水がたまっているような状況が、少しの雨でもあるような気がします。この背後地に漁民の作業場が示されていますが、この辺もなかなか低いと思うんですけども、雨水対策、また陸地の雨水の排出対策、この辺、どうなっているのか。この辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 工事が完成いたしますと、設計に基づきまして防潮堤の海側、陸側の排水はしっかりと対応できてくるものと考えます。しかしながら、残念ながら、申し訳ありませんが、工事中につきましては暫定的にそういった水路を切り回しながらやっておりますが、十分な断面が確保されないとか、高さが工事の関係で周辺の高さが変わってまいりますので、十分に水はけできない場所ができるなど、生じる可能性がございますので、その辺り御不便はおかけいたしますが、御理解いただきたいと考えておるところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 完成時期を含めて令和3年3月という形なんですけど、そこまで道路に関しては、今の雨が降ると冠水している状況が、今後もまだまだ続いていくという状況なのでしょう。多分、そういう状況だと思うんですけども、改善策として砂利を敷くとか、町で漁民とか地区民の人たちが困らない環境づくりも、私は必要じゃないかなと思うんですけど、その辺の対策。

あと、昨日あたりなんですけれども、大雨が降ったせいで志津川湾が茶色に濁っていました。それはやはり山の赤土が流れ込んで、漁場に影響が出ないか心配なので、そういった対策も、各漁港の今工事が進められていますが、その辺は赤土とか泥水が流れることの防御態勢というか、その辺もすべて講じられているような工事内容なんでしょうか。その辺最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 工事期間中であってもやはり御利用になられる方々の利便性等考えながら、可能な限り対応させていただきたいと思っております。また、現地を確認し、地元の方々の御意見等も伺った上で、必要な対応は講じてまいりたいと考えております。

それから、工事中の濁水対策につきましては、特に漁港内へそういった工事で発生いたします濁水は流し込まないようにということで、所定の仮設費も計上しておりますので、その中で対応しているところでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点だけお伺いします。前者の話でも、今町道が雨降るとあそこは水、冠水なるということなんですけれども、さて今工事中ですけれども、3月までの我慢はしな

きゃならないのかなと思っていますけれども、その後完成したときにはあの現場の高さが何メートルになって、今の冠水状況が改良されるのかどうか、今後完成した暁にはかなり道路が下がっているようなんですけれども、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） ただいま御指摘のありました従前から恐らく道路が低くて、よく冠水していたという場所かと存じ上げますが、そこにつきましては今回の防潮堤及び一連の工事の中で、手をつけるところではないかと考えますので、現地確認いたしまして、また今後必要な措置を講じていくことになるかと思えます。ただし、またそれについては、別途予算を計上させていただくということになるかもしれません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、あまり現道よりは高さが期待できないということなんでしょう。今のままだとかなり冠水するんですね、あそこは。今の段階でもそこは設計変更は不可能なのか。またやって、そしてまたかさ上げという二重手間にならないのか。その辺が心配するんです。結果的には、何メートルあそこ上がる設計になっているのか。その辺地元の人たちは大変だと思うんですよ。また、またと。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回の議案第97号で計上させていただいております設計の中には、恐らくその町道部分の改良、いわゆる高さの見直し改良については、計上されていないものと考えております。したがって、先ほども申しましたように、今後冠水に対処するためには、抜本的な道路の高さの見直し改良が必要になってこようかと思えます。残念ながら、今回は防潮堤の災害復旧工事とその関連工事ということでございまして、その町道部分についてはこの工事の中では、工事の対象にはなっていないということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第97号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第98号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第98号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第98号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度荒砥漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第98号の細部について御説明します。

議案関係参考資料その1の53ページ、仮契約書を御覧ください。

工事名、平成29年度荒砥漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町志津川荒砥漁港内です。

51ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6145号のうち、防潮堤について地盤改良工の施工数量や、陸開部の被覆工の数量の見直しなどにより、2,800万円の減額。同じく、県道及び町道の補償費について擁壁の構造を変更することなどにより2,300万円の増額。漁業集落防災機能強化事業のうち排水路整備について、既存のものがそのまま使えることを確認できましたので、廃工とすることにより1,600万円の減額など、以上合計3,800万円の減額です。

52ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で、細部説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

先ほどの前議案にも引き続きなんですけれども、大変この現場は道路も大分上がりまして、立派になって前よりはくねくねした道路が直線道路になって、立派な道路になっています。



かなり高さが上がったのかな、2メートル、1メートル以上も上がったのかなと見ていますけれども、そんな中、前の議案、細浦の議案にも関連しますけれども、そちらは現道で舗装して、水がそのまま解消されないかもしれないという説明ですけれども、この荒砥の漁港は道路も立派になっております。

地区を比べるわけではないんですけれども、片や現道でやる、片やはかさ上げまでして立派に道路がなるということは県道との絡みがあると思うんですけれども、そもそも設計する段階でその辺を話し合いというか、どこまで上げるか、低いところの解消とか、考えはなかったのか。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回は防潮堤を災害復旧あるいは新たに建設する工事を各所で進めておるところでございますが、基本的には防潮堤を建設することによりまして、影響を受ける道路については、例えば移転といいますか、少し位置をずらすとか、それから高さを変えるとか、そういった工事を一緒にやっておるものでございます。

影響がない範囲につきましては、基本的には工事は行わないという形で進めておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） やはり、町民の人たちはこの工事は県工事とか、これは町単工事とかこれは災害復旧とか、一々分からないんですよ。そうした場合、やはり出来上がった道路なり護岸なりを見ますと、あそこがこんなに立派にできているのに、おらほはまだ前のおりに水たまりがあるとか、いろんなクレームというか問題が出てきます。住民の中にそういう意識も出てきますので、なるべくその辺は町民のためにどうしたらいい道路ができるかとか、いい防潮堤ができるか、使い勝手がどうなのかということまで考えて、今後の設計に、仕事に当たっていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 先ほども申しましたとおり、私ども建設課漁港係で担当しておりますのは、一連の防潮堤工事を中心といたしましたそれに影響を受ける範囲の道路なり、水路なりの工事を行っておるところでございます。したがって、御指摘のように、今回の工事に合わせて改良できる部分、そうでない部分、どうしても出てまいります。それについては御理解いただきたいと思ひますし、また可能な限り今後町の財政状況が許す限りにおいては、随時そういった改良箇所も手を加えていくことになるものと考えて

おります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

それでは、昼食のため、暫時休憩します。再開は、まだ、話終わっていないから。

1時10分といたします。

午後 0時02分 休憩

---

午後 1時09分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、会議を再開いたします。

議案第98号の質疑を続行いたします。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 2点だけ確認させてください。荒砥漁港の防潮堤工事、これに関しては、地域民の人から2点のお願いというか、要望を聞きました。1つ目は、防潮堤に階段をつけてほしいと。基本的に防潮堤は原形復旧が根本であって、以前の防潮堤には漁港側からの階段と、防潮堤の上から山側に下りる階段があったんですけども、前回の説明ですとそれはないという形で言われて、前の建設課長に話したら、そうだったかね、そういった階段あったかねという形で、つけるという話をされていたので、その辺の確認です。

もう一つは防潮堤の山側の道路の清水に抜ける道路があるんですけども、ここに神社じゃないですね、お寺があります。この前のお寺の道路に関して、段差があって子供を乗せた軽乗用車で通ると、旧道と新しく仮の道路の段差でもって子供がびっくりすると。だから、道路の段差を補修してほしいと、そういう2つの要望を地区民の方からもらいました。その辺が最終的な今回の報告だと思うので、どんなふうに整備され、また変わったのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、防潮堤を乗り越える階段の設置ということですが、実は今回は防潮堤に道路が交差する箇所に、陸閘ゲートを設けておりますが、すべからく南三陸町の場合はいわゆる潮位が、海面が上昇すれば、それに伴ってゲートが閉まるタイプを採用しております。従前のように、横引きゲートと申しまして、いわゆる潮位が上がる前に閉めるタイプではございません。したがって、可能な限り早く漁港から避難いただけるという形になっておりますので、これは水産庁とも協議いたしました結果、極力防潮堤を乗り越えるような階段については、数を限定するようと言われております。ただし、防潮堤の天端ですとかを管理する上で、陸閘ゲートの近くにそれぞれ階段を設

けるような、必要最小限階段を設けるような計画としておるところでございます。

したがいまして、従前あった場所に同じく階段を設けることはできないかもしれませんが、管理用の階段ということで、防潮堤に階段を設ける計画としております。なお、道路が乗り越して計画されておりますようなところにはそういった階段はございません。

それから荒砥漁港の場合ですと、52ページの工事平面図で赤で示しておりますのが防潮堤となりますが、中央から右と半分は、その赤の区域が狭く細くなっております。これはコンクリートの壁を造るだけの防潮堤ということで、この場合は天端は恐らく50センチメートル程度になってまいりますので、一般の方々がこの上を通行するというのは危険でございますので、立ち入れなくしております。

半面、中央から左側につきましては少し赤の区域が太くなっております。こちらは天端も2メートル以上ございますので、一般の方も立ち入ることはできます。ただし、通常先ほども申しました管理用階段というのは、あくまでも私ども役場職員が管理のために使うものでございますので、日常茶飯事に一般の方々が通行されるようにはなかなか供するものではないと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。ただし、何かの折にはそこを通過して、使っていただくことは可能となります。

それから、お寺の前の道路に段差があるということですが、これはちょっと詳細確認しないと、もしかしたら間違っただけのことを申し上げるかもしれませんが、工事中の段差であれば、これは当然完成時には解消されておりますので、またそうでないような場合であれば、速やかに対応したいと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 管理用であっても階段がある。これは地域民の要望に応じていると思いますので、とりあえず震災があった場合には速やかに逃げる、トラップゲートもそのためのものであり、ただ、取り残されるという方もないわけではないので、そういったための管理用の階段使える、これは地域民にとっては非常時の緊急用として、やはり必要なものだと思いますので、今の建設課の説明を聞いて、私もほっとしています。よろしくお願ひします。

道路なんです、私が、そうですね、2年ぐらい前にやはり清水線の旧道と仮のアスファルトの道路の境が、どうしても若干下がったんです。そして、今後こういった道路整備も含め、防潮堤と道路整備も含めて、今後こういった工事に進むということは、そういった問題点は私は改善されていくものだと思います。ただ、その辺は地域民の要望と、ここちょっと走りにくいということは、町でも整備に関しては最善を尽くしてほしいというのが願ひです。そ

の辺、地域民の要望に関しては町も応えてくれると思うので、地域民の意見とか、そういった声をできればすくい上げて対応してほしいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 地区の皆様方からの御要望については、すべからくお応えできるものではないんですが、こういった大きな工事やる場合はあくまでも請負者との相談にもなりますが、地区環境整備ということで可能な範囲で対応させていただきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点伺いたいと思います。

先ほどの説明でもあった今陸開辺りまで工事がある程度できたみたいですが、今後やる部分についてお聞きします。

先ほどの天端というか、上が50センチという説明があったところの部分をお聞きしたいと思います。50センチ上があって、下のほうはどれぐらいの厚みがあるのか。50センチだとこんなもので、高さ結構あったら、下、やっぱりそれなりにないと危ないような気がするので、確認。

もう一点は道路なんですけれども、この標準から見ると私、防潮堤の上に見えるのかと、そういう思い違いしていたんですけれども、道路から50センチのところまでの高さが、どれぐらいになるのか。もう一点、その道路は以前よりも復旧ですから同じぐらいなのか。それとも先ほど参事の答弁があったように、幾分広めになるのか、その点確認お願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 防潮堤のいわゆるコンクリート擁壁の底部の厚さということですが、大体天端が50センチメートルくらいですと、底部で1メートル50センチないし2メートルになってこようかと存じます。

それから、道路の高さですが、防潮堤に隣接して緑の線、これが御指摘の町道かと思います。大体中央部から左半分は、現状よりも少し高くなってまいります。途中で大体今の現道と同じぐらいの高さになってまいります。したがって、場所によって変わりますが、この図面でいきますと、右側から黄色の線、それから緑の線、途中から赤の線と緑の線が並行して走っておりますけれども、おおむね赤と緑が接するところは、ほぼ防潮堤の天端とこの道路は同じ高さになります。逆に、緑から黄色に移っていくほうは、当然防潮堤よりも高くなっ

てまいります。徐々に、緑と赤が交わるというか、接するところから右へ向けて、防潮堤の天端よりも道路側が低くなっていくということですので、一番低いところになりますと5メートル以上、当然高低差はございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 再度確認、下のほう1.5から2メートルということなんですけれども、厚さ。なんかその手前は用地になっていますよね。海側のほうは。船揚げ場みたいな感じで。そうすると、いろんな設計で大丈夫なんでしょうけれども、ちょっと素人考えにも1.5から2メートルだと、そして高さが8、今造っているところと同じような高さになるわけですよね。その場合に強度というか、もつんだかもたないんだかという、そういう不安があるので、まだ造っていない、これから造るのもうちょっと堅牢ぎみに造れるんじゃないかと思うんですが、そのところは1.5から2メートルで安全は担保できるのかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今御指摘の防潮堤、いわゆる特殊堤タイプと称するものでございますが、コンクリートの壁でもって防潮堤とするところと申しますのは、要するに防潮堤のための用地が確保しづらい場所に設けることになっております。用地は潤沢に確保できる場合は、いわゆる土塁を築く、もう少し用地幅が狭い場合は、海側にコンクリートの重力式の擁壁を造って、陸側はいわゆる土を盛り上げていくと。最後にどうしても用地が確保できない場合に、このコンクリートの壁ということで、用地幅が徐々に狭くなってまいります。

この場合ですと先ほど申しましたように、大体1メートル50から2メートルくらいの底部で厚さを有するわけですが、当然コンクリートの中には鉄筋も配置しておりますので、そうですね、どのぐらいかな、例えば新幹線の高架の柱、あれの太さも大体1メートル50から2メートルくらいで造られておるかと思えます。コンクリートは一般的に圧縮、上からの力には強いんですが、横から押された場合には十分に対応できないということで、鉄筋をその中に配置しておりますので、強度的には十分計算して安全性を確認したものとなっております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 鉄筋が入っているということで分かったんですけども、この場合、直接海に海水が当たるという部分じゃないですよ。下の作業場というか、船揚げ場みたいなやつがあって、ですからこういった厚さでも直接の海から波が、普通の波もそうなんです

けれども、当たる場所じゃない部分なので、その分ある程度薄くても強度が担保できるのか、再度確認して終わりとします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回の防潮堤は高潮ですとかあるいは津波に対して、この壁でもって持ちこたえようとするものでございます。したがって、例えば津波のような場合は防潮堤の天端まで、海面が上昇するようなことを前提に設計をしております。御承知のとおり、静水圧と申しまして、海面ではゼロなんですけど、そこから1メートル、2メートル、3メートルと深くなっていけば、当然水圧がかかってまいります。したがって、先ほど申しましたように、コンクリートの壁の天端では50センチメートルの厚さですが、根元、地面付近までまいりますと1メートル50ないし2メートルと、水圧に耐え得るだけの壁の厚さを有しておるとい設計になっております。

○議長（三浦清人君） ほかに。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 私も確認なんですけど、排水路ですか。今度廃工になりましたね。平面図でいうと左側のやつですか。そこと2号排水路と比較しているんですけど、2号排水路の大きさは1メートル掛ける1.8の水路でありますね。廃工の取付けの水路の分の場所も3号排水路、同じ寸法になっております。それで、今までは2号排水路がほとんどで1個のめたので、恐らくそういう大きさになったかと思えます。今回は、西側のほうですか、そちらに水路ができていますけど、当然雨量計算その他はしているかと思うんですけど、今回荒砥の防集高台とあとは蒲の沢線って、今度道路出ますね。そうしたのとあとは県道からの排水も出てくると。当然その辺のやつは計算済みとは思いますが、この地域では3号排水路に集まるのが大半だと思います。山も深いし、面積的にも大きいので、その辺のやつ、確認したいと思えます。のめるのか、のめないのか。

あともう一点。同じ左側の水産用地ですね。1,300平米あるところですが、たまにここ通ってみますと池になっているような形ですが、最終的な仕上がりが、仕上がり見てもこの図面見ても、池のような状態のようですが、これが最終的にこれで仕上がるのかどうか。その辺を確認しておきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 排水計画につきましては、議員御指摘のとおり、集めてくる水の量からその水路の断面を決めておりますので、今回廃工といたしますのは既存の水路断面と計画の水路断面等が同じであったということ、それから現況確認いたしまし

て、今後も使うことが可能であると確認したために廃工とするものでございまして、水利計算につきましては所定の計算を行っているとお理解いただきたいと思います。

それから水産用地の高さが周辺と比べても低いのではないかと御指摘でございますが、これにつきましては現状いま一度確認した上で、今後の仕上がり高さ、検討の上、工事を進めたいと考えますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 排水関係ですけれども、一応今までは恐らく道路もなく、ただ降った雨がそれぞれ山中を流れてきて徐々に多くなるような感じですが、今回高台とか道路整備すると鉄砲水が出ますので、その辺の何ていうんですか、速力とかも計算されてあるのか。その辺再度確認しておきたいと思います。

水産用地については分かりました。ひとつ現地を確認してもらいたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 御指摘のようないわゆる鉄砲水と言われるものについては、水利計算上考慮していないというのが現状でございます。一般的な雨量の降雨強度から計算、集水面積、それらから計算しておりまして、残念ながら短時間の集中豪雨といったものについては、水路の断面を決定する上では今現在の設計基準からいきますと、必ずしも十分対応していないかもしれません。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第98号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第99号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第99号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第99号工事請負変更契約の締結について御

説明申し上げます。

本案は、平成29年度折立漁港海岸防潮堤左岸災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第99号の細部について御説明いたします。

議案書20ページを御覧ください。

契約の目的、平成29年度折立漁港海岸防潮堤左岸災害復旧等工事。

契約金額、変更前37億3,485万1,600円、変更後36億7,354万6,400円。6,130万5,200円の減額です。

契約の相手方は只野組・丸正工業特定建設工事共同企業体。代表構成員、宮城県登米市豊里町新田町193番地の4、株式会社只野組、代表取締役只野佳旦。構成員、宮城県本吉郡南三陸町戸倉字町71番地、株式会社丸正工業、代表取締役佐藤えみ子。

議案関係参考資料56ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は、南三陸町戸倉折立漁港内です。また、陸閘ゲートの製作に時間を要し、全体の工程に遅れを生じたことから、工期を3か月延ばし、令和3年3月26日までといたします。

54ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6150号、防潮堤の本体背後の盛土材を購入土から流用土に変更することにより2,100万円の減額、地盤改良工の改良深さの変更により700万円の減額、新規海岸防潮堤について、本体背後の盛土材を購入土から流用土に変更することにより300万円の減額など、以上合計6,100万円の減額です。

55ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で、細部説明といたします。よろしく御説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。今回は6,100万円という減額補正ですけれども、折立は現場確認もして、かなり額の大きい工事なんですね。それでただいまの説明をお伺いしますと、盛土材を購入土から流用土に変更することで、2,100万円の減額となったというこ



とですけれども、あそこにはまだまだ土が残っておりますけれども、このようにある土を使っただけでも2,100万円の減額ができたということなので、今後復興工事が3月で終わりになる予定なんですけれども、今後の見込みとしてあそこにある土、盛土などを使う必要性があるのかないのか。その辺1点お伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 折立は右岸に防災集団移転の団地造成でもって発生した土砂が置かれている、そのことを指して御指摘いただいているかと思います。団地造成に伴いまして発生した土砂については、できるだけ防潮堤工事で流用していくということ前提に、漁港の近くに仮置きされているものでございます。できる限り使っておるところでございます。特に、折立周辺の土砂につきましては今回の右岸、左岸の防潮堤工事で再利用いたしますとともに、まだ少し土が残ってこようかと思われまますので、これにつきましては、特に折立右岸の防潮堤背後に土地をお持ちの皆様方、地権者の方々とも御相談しながら、周辺の地盤高を上げていくような形で利用していきたいと考えているところです。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 折立地区については、別な議案でもでこぼこがなって管理が大変ということでもあるし、草が生えてくると見栄えも悪いわけですね。こういうふうに活用するとかなり減るし、予算減にもつながるので、こういうものを今後とも使いながら、折立地区の土地の管理というものも見栄えよく環境整備されていけるように、努力していただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに、9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。まず第1点目なんですけれども、先ほど前議員も聞いた流用土について伺いたいと思います。今回、流用して減ったということなんですけれども、そこで先ほどの参事の答弁ですと、元戸倉小学校の辺りの土のことを説明いただきましたけれども、町内全域にわたって、例えば高野会館さんの向かい側辺りもようやく減ってきたような気もするんですが、そういったことも兼ねて、流用土として活用できる土がどれぐらいあるのか。もし把握していればほとんど使い切れるのか伺っておきたいと思います。

2点目は、陸閘の出口、変更によって道路の真っすぐの予定なんですけれども、以前は船揚げ場に行くように、これは防潮堤と同じような並行の形で結構使われていたみたいなんですけれども、地区の方たちはこの真っすぐのままの道路で了承というか、了解を得たのか、その辺

確認をお願いしたいと思います。

もう一点、これも関連なるかと思うんですが、防波堤の三角の部分に波砕き必要じゃないかと、そういうことを以前もお聞きしたんですけれども、図面の左側にある海沿いのいっぱい重なっているあれの効用というか、あそこにあってもあまり効果というか、それを防潮堤できたので、上からでも移動できるのか。素人考えにはできそうな気がするのですが、そういったことも今後進めていく必要があると思うんですが、その点に関して確認をお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 団地造成に伴って発生した土砂については、できる限り再利用していくということで、防波堤工事を中心に進めておるところですが、全量についてはちょっと手元に資料がございませんので、お答えすることはできませんが、全ての土を防潮堤工事で再利用するということはできない状況でございます。幾らかは残ってまいります。

それらについては先ほど申しましたように、折立地区のように周辺の地盤の高さを調整することに使ったりあるいは道路等が新しくできて、田面との高低差が生じるような場所ができれば地権者の御要望に応じてそういったところにも入れると、土砂を投入するというので、少しずつでも対応はしていきたいと考えております。

それから、陸側付近の道路を新しい道路計画でございますが、55ページの平面図の中で2つ緑の線がございます。これが道路を指し示しておりますが、現況の道路が左側の道路でございまして、今後陸側位置に新しく造るのが右側、いわゆる川寄りのほうに道路を造っていくこととなります。この計画につきましては、地元の皆様にも御提示した上で、特に御意見、異論、頂戴しておりませんので、この計画のまま進めていきたいと考えております。

それから、この折立のいわゆる新規防潮堤の沖の付近に消波ブロックが並べられている、これを活用できないかということですが、これはもともとは国道に波が打ち上がることを防ぐために道路管理者であります国が、消波ブロックを設置しているものでございまして、これは道路の附属構造物という位置づけになっております。今回、防潮堤ができますことによって、ある意味消波ブロックとしての役目は終えることになるんですが、残念ながらもう既に防潮堤、堤体ができております。陸側からクレーン車等でこのブロックをつり上げて別の場所に転用するという事は、なかなか難しい状況になっております。

したがって、もしそのブロックを別の場所に転用する場合は、海からの海上施工ということになってまいりますので、今後必要に応じて、現在所有者は国土交通省にもなっており

ますので、転用が必要となれば国と協議しながら進めることとなりますが、何分海上施工になりますので、少々経費がかかってくるものと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 流用土に関しては、再利用をしていく分もあると。そこで伺いたいのは土取り、まだ在郷の奥のほうで煙が上がってやっているようなんですけれども、そういった取らないで流用というか、いろんな企画があるんでしょうけれども、折立の部分もう終わったのかな、石か何か崩して、小学校の下のほうの。そこのところを確認お願いしたいと思えます。

あと陸側のところの道路なんですけれども、参事、今垂直に立っているでしょう、道路が海側に。本当のというか、専門の漁業の方はこの辺りを使っているんですけれども、船揚げ場のほうに以前は並行的に道路があつて、それを使っていたように記憶するんですけれども、今回こういった真つすぐ、右側に道路を造つて不便というか、ないのか。その点、以前のようにここも通れるのかどうか。どっちみちだと、以前のように並行に道路をつけたほうがここで作業をしている方たちもいいんじゃないかと思うんですが、その辺再度地元の方たちと簡単な協議なり何なりが必要かと思えますけれども、確実にこの道路でいいとなったのかどうか。そこのところを確認お願いしたいと思えます。

波砕きの件なんですけれども、現にあの場所にあつて、今昨今の台風のような高潮で来てもあの波砕きがなくとも、以前のように波が多分上がらないんじゃないかと、これまた素人考えに思うんですが、やはり海から例えば移動するにするといっぱいお金がかかりそうなんですけれども、できた防潮堤の上から1個ずつでも時間かけてでも、あれ1個何トンぐらいするんですか、波砕きというの、何トンぐらいあるんです。例えば、大きなクレーンリースしなくても、地元なりの土建の方たちが持っているやつでつり上げて移動はできないのか。どうか、そこのところを確認お願いしたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まずは、1点目の御質問ですが、在郷の奥と折立小学校の下のほうで山を削っているけれどもということでございますが、あれは町の工事としては一切使用してございません。県とか国道さんのほうでお使いになっているのかと思えますが、町としてはそこからの土砂については、使用は基本的にはしていないということでございます。

3点目の消波、つって入れ替えたらということでございますが、先ほど参事が御説明申し上げましたとおり、所有者は国土交通省でございます。ですので、町で勝手に入れ替えること

はできませんし、トン数に関しては今正確な数字を持ち合わせてございませんが、先ほど参事申し上げましたとおり防潮堤越しでなかなか大きなブロックをとということになりますと、仮にやろうとすると、すごくでかいクレーンを持ってきて国道を塞ぐような形で据え付けないと多分無理かなと思っております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 砕石なりでの部分は町の工事では使わないということで、分かりました。

国道の管理の方と消波ブロックを有効に活用したいという協議というか、話し合いをできるのか、するべきと考えているのか、その辺。

今、課長の答弁あったんですけども、私今度できた防潮堤の上結構広いので、その上に乗るようなクレーンでは、それは国道からやるとなったらそれこそ海からやったほうが安くなるんじゃないかと、私思ったんですが、ですから、今度できた防潮堤の上結構な広さがあるみたいなので、そこにクレーンをあれしてそして、できないものなのか。そういった確認でしたので、できる、できない、分からないんですが、一応検討していただけるのかどうかお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 消波ブロック、たしか5トン、8トンぐらいあるかと思います。実は、今回防潮堤工事を始めるに当たりまして、先ほども御説明いたしましたとおり、あの消波ブロックは防潮堤が出来上がればはっきり言って不要になるものでございますので、町としてもほかにいろいろと消波ブロック並べていきたいところたくさんありますから、頂けないかということも協議の中では提案したこともございますが、予算執行の適正化法というものがございまして、あれが設置されてからまだ10年たっていないという状況でございます。したがって、おいそれとほかに転用するということがなかなかできないような状況であったということも一つございます。

それから、先ほど建設課長が申しましたとおり、陸側からクレーン車であのブロックをつり上げる場合、その防潮堤の内陸側からクレーン車を防潮堤のすぐ横に設置したとしても、消波ブロックまでは10メートル以上でございます。御承知のとおり、クレーン車、アームといいますが、腕を伸ばして行ってそこからワイヤーを下ろしてつり上げるということですが、腕の部分が90度に近い形で立っていないと、重いものはつり上げることができません。腕を倒しますとその分だけこの原理で力が車本体に、かなりかかってまいりますので、車自体が転倒することも考えられます。したがって、やはりもしあのブロックをほかに移動す

る場合は、やはり海上施工にならざるを得ないと考えています。

それから、臨港道路につきましては少し大きな車がやはり陸閘ゲートを通過する際は、90度には曲がることができませんので、一旦海のほうに直進いただいてそこで曲がる、そういう道路を計画しておるところですが、一般漁民の方々が軽自動車、軽トラック等でここを通行する場合は、岸壁物揚場の背後はいわゆる舗装あるいは砂利の状態でございますので、そこを通行することは防潮堤に沿うような形で通行することは可能になってくるかと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第99号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第100号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第100号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第100号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度津ノ宮漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第100号の細部について御説明します。

議案書21ページを御覧ください。

契約の目的、平成29年度津ノ宮漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

契約金額、変更前5億4,913万3,560円、変更後5億2,992万1,440円、1,921万2,120円の減額です。

契約の相手方は只野建設・須藤建設特定建設工事共同企業体。代表構成員、宮城県登米市豊里町川前150番地、株式会社只野建設、代表取締役只野利幸。構成員、宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田150番地64、株式会社須藤建設、代表取締役須藤繁。

続きまして、議案関係参考資料その1の59ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は、南三陸町戸倉津ノ宮漁港内です。

57ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6152号並びに新規海岸防潮堤について、防潮堤工事に伴います既設水道管移設に係ります補償工事を新規防潮堤に掲示をすべきところ、災害復旧防潮堤に掲示をしていたものの訂正、漁業集落防災機能強化事業の水産関係用地整備について、防潮堤の法線が海寄りに変更となったことから整備面積が減少し、1,400万円の減額、以上合計1,900万円の減額です。

58ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で、細部説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。この補償、主な減額としまして、補償工事、水道の移設を防潮堤新規へ付け替えによる減ということ、それに伴う新しく新規道路排水溝海岸防潮堤の新規の事業が出てきました。それを見ると2,200万円が減額されて、2,200万円の追加ということでプラマイゼロなんですけれども、この水道移設、どのような内容だったのか。場所の変更だと思うんですけれども、それに伴って排水路が新しくできました。この排水路というのは当初からなかったものか。新しくこれが出てきたものだと思うんですけれども、この内容の説明をお願いします。

それから、漁業集落防災機能強化に組み入れられている減額1,400万円、水産関係用地、場所が変わったからということの説明のようでしたけれども、これ3,100平方メートルから2,000平方メートルに減額になったわけなんですけれども、水産関係の漁民の人たちはこれで納得しているのか。面積が小さくなったことにより、漁民の人たちの不便がないのかどうか。その辺お伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、水道移設の補償工事の付け替えというところでございますが、これは58ページの平面図を御覧いただきますと、防潮堤の災害復旧分と新規建設分というものを、図面上部に引き出し線で黒で表示しております。本来ならば、水道移設の場所と申しますのは、防潮堤（新規）と書いたエリアの中に黒の破線で示しております。赤の引き出し線で水道移設と書いておりますが、防潮堤ができますことによりまして、現在埋設されている水道管をやり替えるということでございますけれども、この図を見ても分かりますように、本来ならば新規建設の防潮堤の中に補償工事として計上すべきものを、当初設計時において災害復旧分として計上しておりましたので、この誤りを正すものでございます。この件につきましては、先ほど後藤議員からも同様の御指摘がございました。間違いは正していくという考えの下、進めておりますので、今回この誤りを訂正するものでございます。

それから、排水路の追加につきましては、これは同じく防潮堤の一番右端のところできく表示したものでございますが、これは今回の防潮堤工事に伴いまして緑色で表記しておりますものが道路部分でございますが、この道路を整備するに合わせて排水溝を整備するというものでございまして、追加する分というのは、緑の道路の端から海にかけての部分についていわゆる流末処理の部分を追加するというものでございます。

水産用地の面積が減少するのは、防潮堤の法線が変更になりまして、少し海側に変わったことによりまして、やむを得ず水産関係用地の面積も減少するものでございまして、残念ながら法線が変更したので、減少分をほかに確保するという事はなかなか難しい状況でございますので、使い勝手が少々悪くなるかもしれませんが、利用者の方々には御理解いただきたいところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、この水産関係用地ですね。端々に黄色の部分、水産関係用地、間に白の空白があるんですけども、これは水産関係用地として使えないものなのか。その辺もし使えるのであれば使ったほうがいいのかと思います。この辺の使えない理由ですね。個人のものなのかどうなのか。その辺と、排水工事の追加ということなんですけれども、これは以前はなかった、新しくこの道路を造ることによって新しく排水路を造るものと解しますけれども、もともとはこれはなかったものなんでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 現地状況、十分確認しておりませんので、軽々

なことは申し上げられませんが、水産用地として整備いたしますのは、確かに間が空いている形になっております。事情は確認いたしますが、もしかしますと個人の方の土地が残っている可能性が大と考えます。

排水路につきましては、従前も道路排水は何らかの形で海まで流末処理、海で流末処理をしておったものかと考えます。今回、道路の形が58ページの平面図で示しております緑のような形で整備されますので、その流末部分を今回計上するというもので、なぜこのタイミングになったかと申しますのは、道路工事等が具体的に進みまして、流末処理についても具体化が図られることとなったことを受けまして、新たに追加計上したものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ここの水産関係用地の部分については使い勝手、漁民の人の使い勝手が非常に両方にまたがって使い勝手が悪いと思うんです。そうした場合、やはり今現状確認していないと言うんですけれども、その辺も調べてやはりこういうものを造っていく必要があるのかなと思います。今後、こういうことのないように事前調査をしながら計画立ててもらいたいと思います。以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第101号 権利の放棄について

日程第14 議案第102号 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第101号権利の放棄について、日程第14、議案第102号気仙沼・本吉地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議について。

お諮りいたします。以上2案は関連がありますので、一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定しました。なお、討論、採決は1議案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第101号権利の放棄について並びに議案第102号気仙沼・本吉地域広域行政事務組合理約の変更に関する協議についてを御説明申し上げます。

本2案は、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金の一部を取り崩し、同組合ふるさと市町村圏計画広域活動計画に基づく事業の財源に充てるため、本町が有する権利の一部を放棄すること並びに組合理約の一部を変更する協議について議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは、最初に議案第101号権利の放棄について細部説明をさせていただきます。

議案書は22ページ、議案関係参考資料は60ページを御覧いただければと思います。

本案につきましては、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合に対し町が出資したふるさと市町村圏基金3,239万3,000円のうち、239万9,000円を取り崩し、リアス・アーク美術館を中心といたしました次期の広域活動計画に充当するため、権利の一部を放棄するものでございます。議案書2の放棄により権利を受ける者につきましては、広域組合管理者の気仙沼市長でございます。権利の放棄の効力が発生する時期は、広域事務組合理約を変更する規約が施行された日となります。

広域活動計画は、平成4年度に当圏域が地域選定を受けたことにより、策定したものでございまして、圏域の文化創造拠点となりますリアス・アーク美術館の文化イベント開催など、企画管理に関する事業等の計画となっております。

活動計画の概要につきましては、議案関係参考資料の60ページをお開き願いたいと思います。

計画期間は令和3年度から7年度までの5か年となっております。5年間の総活動経費は61ページに合計が載っておりますが、総活動経費は6,491万円を予定しております。そのうち60ページのAの自主企画、特別展企画事業の5か年で、3,000万円は気仙沼市の単独事業とな

っておりますので、残りの3,491万円の活動費をそれぞれ両市町で出資比率に応じて、取り崩した基金を充てるというものでございます。

続きまして、議案第102号規約の変更に関する協議について細部説明させていただきます。

議案書は23ページから、議案関係参考資料は62ページからとなります。

本議案につきましては議案第101号において出資金の額が変更となりますことから、広域事務組合の規約を変更することについて協議をするものでございます。

次の24ページはその協議書でございます。

25ページに規約第15条第3項で、構成自治体の出資金について記載しておりますが、気仙沼市は市単独分3,000万円、活動費共通分合わせまして3,962万7,000円を取り崩す。本町におきましては3,239万3,000円から239万9,000円取り崩し、当町の出資金残高は2,999万4,000円となるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時30分といたします。

午後 2時11分 休憩

---

午後 2時27分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

議案第101号、議案第102号の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。

7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。何点かお伺ひいたします。まずもって、このふるさと市町村圏計画広域活動計画に基づく事業の財源に充てるため、下記のとおり権利を放棄するとあります。権利を放棄すると、先ほどの説明では一部239万9,000円、それを権利の放棄すると解しますけれども、この読み方ですと権利を全部放棄するのかなという受け取り方がするんですけれども、それは239万9,000円を放棄すると解してよろしいのか。それが1点。

それから、平成4年度からこれは基金として積んでいるものと先ほどの説明でしたけれども、この3,239万3,000円の利率ですね。基金の利率、幾ら、何%でどのくらいの金額があるのか。それと、新聞等によりますと、今後維持管理費のうち電気料などは気仙沼市さんが負うようですけれども、今後の計画としまして観覧の人たちが多く美術館を訪れなきゃならないのかなということに対しまして、当町として今後どのような関わり、PRなどをしていくのか。

入場者を多くしていかないと、経営が成り立たない、幾らでも、少しでもそれに貢献するための施策をどのように考えているのかをお伺いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） まず、最初の権利ということですが、今回出資による権利ということで、地方自治法で定まっております公有財産の一つであるという解釈で御理解をいただければなど。今回は全てということじゃなくて、そのうち3,239万3,000円の出資残高から239万9,000円を取り崩す、権利を放棄するというものでございます。

それと、2点目の利率なんですが、今手元に資料はございませんが、非常にうちの町の各種基金と同様でございまして、そもそも平成4年の圏域指定を受けて実施する際は、この出資金の果実、いわゆる利息をベースにして活動していくということで本来始まりました。昨今の低金利情勢の中で、それが果実で運営ができないということから、出資金を取り崩して事業費に充てているといったような状況でございます。

それと、気仙沼市さんの電気料の関係は、ふるさと市町村圏計画広域活動計画とはまたちょっと別な観点になります。この中には、気仙沼市さんの電気料というのは含まれてございませんで、広域組合のふるさと市町村圏という費目がございまして、歳出費目が。その中に直接電気料相当分として気仙沼市さんが全額を負担しているということです。大体、5年間で約8,200万円ほどになります。1年にいたしますと1,600万円から1,700万円ですか。それを気仙沼市さんが単独で負担をすると。建設当時から、オープン当時からそういう約束事であると。電気についても今の電力会社から地域電力を活用して、少しでも電気料の額を下げる計画を、先般広域の全員協議会で示されたようでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、金利が大分下がってから、どの程度の、何%の当時からどのぐらいの額が集まってあるのかなというのを確認したかったので、後で金利等額をお知らせください。この果実がなくなったということは金利が下がって、プラスならないから不足する分を基金を崩すということなんですけれども、美術館を訪れている人も少ないわけなんです。多分、議員皆さんにも来ているかと思うんですけれども、こういう特設の展示物がありますからどうぞという案内が来ております。なかなか、個人的には行ってみたいと思うんですけれども、行けないので議会だけでなく、多分広域議会でやっているから来るんだろうと思いますけれども、町としても今後そういう増やしていくということを考えていかなきゃいけないと思うんです、存続をしていくためにも、協力体制を取って。そういうことをどのように今

後考えているのか。その辺をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 最初の果実、いわゆる利息の関係ですが、計画が始まった当時は千五、六百万円とか、そういった利息が入ってきておりました。現在のところは、それこそ今手元で資料を探していたんですが、見当たらないんですが、ほんの僅か、0.01%ぐらいの利率ですので、ほんの僅かということもございますし、だんだん、当初6億円の宮城県の1億円まで入れて出資金の総額がございましたが、現在のところは非常に僅か、宮城県の1億円がまだ残っていますが、両市町向こう5年間を取りますと4,500万円、その程度しか基金そのものが減ってきておきますので、利息も低い、出資金の額も低い、当然なかなか難しいような状態になっていると。

ただ、前回平成27年に基金を取り崩した経緯もございますが、その際も基金がある限り、本計画については基金を活用しながら取り崩しながら今後もやっていきたいと思いますということで、今日まで至っているという状況でございます。

それと、入館者数につきましては、震災前は有料で年間四、五千人ぐらいで推移しておりました。それが震災後、震災関連の展示等も行ったこともありまして一時的には1万人を超えるぐらいの有料入館者数がございました。最近はそれから緩やかな減少をたどっておりまして、7,000人とか、そういった状況でございますので震災の展示に頼るという時期ではなく、新しくSNSを使った啓発であるとか、圏域の文化施設のスタンプラリーであるとか、そういったものでも利用率を上げていこうというもくろみをしているところでございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 当町としては、気仙沼、南三陸町圏域では美術館というのはそこしかないんですね。子供たちあるいは町民、市民の皆さんに美術、そういう文化に触れるということが大事でございますから、今後とも、それらのPRしながらここに通って収益を幾らでも上げていくという努力を、両町でしていかなきゃならないこと。それが環境、子供たち、児童生徒の環境にもつながっていくのかなと思います。本を読む、美術を、絵を見る、いろいろな文化があると思いますけれども、非常に感性豊かな子供を育むためには大事なことだと思うんですね。よく子供たちの絵画の展示会とか、ポスターの展示会とかというの、以前されていましたがけれども、それをすることによって父兄、家族という人たちも見に行きますので、展示物を子供たち、学生、小学生から高校生までのものをやるとか、そういう工夫を

して、なるべく多くの人に足を運んで行ってもらう美術館にしたいと努力していただきたい  
と思います。以上終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。まず、第1点目なんですけれども、広  
域の活動計画の中に震災の記録と記憶の資料化、もしくはデジタルアーカイブなどの事業内  
容がうたわれていますけれども、そこで伺いたいのは間もなく当町でもできる伝承館、あと  
は伝承館等でこういった活動とリンクというか、参考にというか、そういった考えをこれか  
ら持ってもいいんじゃないかと思うんですけれども、ただし気仙沼にも向洋のあそこがあり  
ますので、バッティングしないような形、もしくは巡回っぽい形で当町の展示というか、伝  
承館で行う活動に協力してもらい形も取れるんじゃないかと思うんですけれども、今後どの  
ように考えているのか、まず1点伺いたいと思います。

前議員も聞いていましたが、震災後1万人から徐々に人数が減っているという答弁がありま  
した。そこでもし資料をお持ちでしたら、当町からどれぐらい年間行っているのか。私も西  
高があった頃にはテニスコートもあそこ近くだったので、美術館にも結構行っていたんです  
が、何人ぐらい行っているのか。

もう一点。以前ですとこれまた前議員言ったように、ポスター展とか小中とかでやっていた  
ようなんですけれども、現在そういった取組はなされているのか。

最後、基金を取り崩して幾らもなくなってきたみたいなんですけれども、将来的な美術館の  
存続の危機というのはあるのか、ないのか。そこを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 当町で計画しております伝承施設との連携ということですが、直接  
リアス・アークとあるかは何とも今のところは見えてはいませんが、いずれ広域的な震災伝  
承施設としての連携というものは、何らかの形で模索していく必要があるのかなと広域行政  
でございますので、宮城県が中心となる石巻市に計画しております県の伝承施設がございま  
すので、そこを中心として連携機能というものは構築されていくのかなと思っています。

それと、2つ目、当町から何人ということですが、そういったデータは持ち合わせて  
いませんし、美術館でもそこまでは把握し切れていないと思います。

それと、小学生の絵画の関係ですが、61ページの文化イベントの開催の公募展開催事業の中  
にございますが、当計画をつくってからずっと継続してきております。リアスジュニア絵画  
コンクール、これについては引き続き実施をしていく計画としております。当町からどれぐ

らいのお子さんが出展しているかというのは、私は分かりませんが、いずれこの計画の中のずっと継続的にやってきた事業でございますので、引き続き実施をしていくと伺っております。

それと将来的な部分について私から、私の立場で軽々にどうのこうのということは控えさせていただきたいと思いますが、いずれ基金、出資金をベースにして今の計画を出資金がある限りやっていきたいと思いますということで継続しておりますが、それもいずれ底をついていくということになりますと、当町も含めて今後のリアス・アーク美術館の事業展開というものは検討材料の一つになってくるのだらうと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点目、聞いた資料化及びアーカイブに関してなんですけれども、うちのほうにできる伝承館、各所と連携していくという課長の答弁がありました。私、そこで伺いたいのは、当町で伝承施設で扱うソフトの面の構築する際に、こういった美術館の資料とか、参考とか、なると思うので、そういった形で活用とか、できるのかどうか、していくとより濃い内容の、うちの伝承館のプログラムが組めるんじゃないかと思うんですが、その点伺っておきたいと思います。

小中でのポスター展、全員を参加ではなくて、任意の公募という形で認識させていただいてよろしいのか、再度確認をお願いしたいと思います。将来的な存続の危機ということで聞いたら、課長の答弁ですと、課長の立場では難しい、では誰の立場だったらこの場で答弁いただけるのか。将来的な展望。もし、お答えできる方がいたらお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） リアス・アーク美術館との連携という部分で、何か物的な連携もどうなのかという部分はございますが、いずれ学芸員という一定の有資格を持った方がおりますので、人的な活用という部分では大いに考えることができるのかなと思っておりますし、今後検討させていただければと思います。

それと、小学生、ジュニア絵画コンクールはあくまでも公募展でございますので、公募です。必ずということじゃなくて、公募という形で開催をしているようでございます。

それと、誰の立場って私が言うまでではなく、副管理者がおりますので、町長から答えると思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 管理者が気仙沼市長で、副管理者が私ということでございますので、責

任ある立場かどうかはともかくといたしまして、副管理者の立場としてお話をさせていただければ、ある意味これまで1市5町で基金を積み立てて、宮城県から1億円の基金が入って、それで果実運用してまいりました。しかしながら、御案内のとおり町村合併があって、今1市1町ということになりましたし、そういった基金も展示含めて、どんどん切り崩しをしてきたという経緯がございます。今回も、このように基金を取り崩してこれから向こう5年間の運用ということで展開をしていくわけでありますが、やはりどうしてもこういった基金が行き詰まってまいりました。

したがいまして、この先の美術館運営ということについて抜本的に考えていかなければいけないと私は認識をしております。多分、気仙沼市長も同様の考えをお持ちだと思います。少なからずとも、リアス・アーク美術館という大変立派な施設がありますから、その施設をこれからも活用していく必要があるんだろうと思います。その中で、どのような運用の仕方、運営の仕方があるのかということについては、これから1市1町両首長で、その辺はしっかりと考えながら進めていく必要があるだろうと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 副管理者から今後の活用方法ということで答弁ありましたけれども、ちなみに大きな企業のメセナの部分である、例えばサントリー美術館とかいろいろあるみたいですけども、こういった大きな企業のスポンサーでちなみにこういった公的な美術館を将来的に運営できるのかどうか伺っておきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） そういうことについてはこれまで議論したことがございませんので、先ほど言いましたように、抜本的にどうするのかということだと考えております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第101号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第101号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第103号 教育委員会委員の任命について

○議長（三浦清人君） 日程第15、議案第103号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第103号教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員佐藤真理氏の任期が本年11月18日をもって満了することに伴い、その後任として阿部麻帆氏を本年11月19日からの4年を任期として教育委員会委員に任命したため、議会の同意を求めるものであります。

阿部氏は平成25年4月から伊里前小学校父母教師会会長を、平成31年4月からは歌津中学校父母教師会会長を務められ、本年4月からは宮城県PTA連合会副会長に就任されております。温厚明朗で地域の信望も厚く、教育委員会委員として適任であると考えておりますので、よろしく御審議の上御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。よってこれをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、議案第103号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第104号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（三浦清人君） 日程第16、議案第104号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。



提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第104号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員大山たつ子氏の任期が本年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を令和3年1月1日から3年を任期とする人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会の御意見を賜りたく提案するものであります。

同氏は平成17年7月から人権擁護委員を務められており、また内閣府東日本大震災による女性の悩み暴力相談事業の相談員なども歴任され、卓越した識見を有し、人権問題についても明るく、地域の実情にも精通しており、適任と思われまますので、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく御意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。ありませんか。（「なし」の声あり）

なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これより、議案第104号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第105号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（三浦清人君） 日程第17、議案第105号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第105号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員佐藤富俊氏の任期が本年12月31日をもって満了することに伴い、その後任の候補者として佐々木房江氏を令和3年1月1日から3年を任期とする人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会の御意見を賜りたく提案するものであります。

佐々木氏は昨年3月までの長きにわたり学校校務等に御尽力され、現在は入谷4区の保健福祉推進員として御活躍のほか、子供の虐待防止のための活動にも取り組まれております。地

域の実情にも精通しており、適任と思われまますので、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく御意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより、議案第105号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第106号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三浦清人君） 日程第18、議案第106号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第106号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員西條勗氏の任期が本年11月17日をもって満了することに伴い、引き続き本年11月18日から3年を任期として選任したいため、議会の同意を求めるものであります。

卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより、議案第106号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第107号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三浦清人君） 日程第19、議案第107号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第107号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員及川透氏の任期が本年11月17日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を本年11月18日から3年を任期として選任したいため、議会の同意を求めるものであります。

卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 局長。

暫時休憩します。

午後 2時56分 休憩

---

午後 2時57分 再開

○議長（三浦清人君） 再開します。

局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）  
質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより、議案第107号を採決いたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第108号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三浦清人君） 日程第20、議案第108号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第108号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員阿部和夫氏の任期が本年11月17日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を本年11月18日から3年を任期として選任したいため、議会の同意を求めるものであります。

卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますのでよろしく御審議の上御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより、議案第108号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第109号 令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

○議長（三浦清人君） 日程第21、議案第109号令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第109号令和2年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、事業所等における感染拡大防止に係る所要額を計上したほか、石浜漁港施設の整備など緊急性、特殊性のある事業に係る所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決

定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、補正予算書2ページを御覧願います。

議案第109号令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）の細部説明を申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億669万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を328億962万2,000円とするものでございます。震災復興分と通常分との割合であります。補正額を加えまして、通常分が118億8,800万円、率にいたしますと36.2%、震災復興分が209億2,000万円で、率で63.8%となります。予算全体に占める投資的経費の割合でございますが、普通建設事業費と災害復旧事業費を合算いたしまして200億7,000万円となり、率では61.2%が投資的経費という内容になってございます。

3ページ、第1表歳入歳出予算、補正後の款ごとの構成比を申し上げさせていただきます。

まず、10款地方交付税が22.4%、14款国庫支出金が48.9%、県支出金が2.8%、寄附金が0.2%、繰入金が14.1%、繰越金が2.3%、諸収入が0.9%、町債が2.3%。補正されなかった款項に係る額が6.2%という内訳になっています。

続きまして、歳出でございます。

総務費が11.0%、民生費が6.1%、衛生費が4.5%、農林水産業費が10.0%、商工費が1.5%、消防費が2.0%、教育費が3.4%、災害復旧費が35.9%、公債費が4.0%、復興費が16.2%、予備費0.6%、補正されなかった款項に係る額が4.9%となっております。

続きまして、6ページを御覧願います。

第2表の債務負担行為の補正であります。

追加は震災伝承施設、アート制作事業ということでございますが、今補正予算の歳出に2,000万円を計上しておりまして、そのほかに令和3年度までの債務負担行為として3,000万円を計上するものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

第3表、地方債補正であります。

追加が1事業、変更が1事業という内容でございます。

まず、追加は公共施設土木災害復旧事業限度額2,330万円でございますが、こちらは中橋上部工の増工に係るものでございまして、増工分全額に起債を充当するものでございます。

次に変更であります。こちらは漁港整備事業3,660万円を増額変更し、限度額を1億4,430万円とするものでございます。

歳出5款の農林水産業費に出てまいります漁港施設整備設計業務委託料で石浜漁港の突堤の消波ブロック工事と、失礼しました、消波ブロック設置工事に係る財源として起債を充当するものであります。事業費が1億1,000万円に対し、国・県の補助金を差し引いた残りの95%分、3,660万円を合併特例債で充当するものでございます。

続きまして、予算の詳細を説明させていただきます。

11ページをお開き願います。

まず、歳入からでございます。

10款地方交付税震災復興特別交付税が2,570万円の増であります。

次に、14款1項1目民生費国庫負担金354万4,000円の増は、低所得者保険料軽減負担に係る財源でございます。

14款2項1目734万8,000円の増となっております。こちらは、社会保障税番号制システム整備費補助金であります。これは戸籍の附表システムの改修に係る補助金となっております。

5目1,927万8,000円、道路橋りょう費補助金であります。こちらは過年度社会資本総合交付金、令和元年度事業に係る分の財源でございます。

7目小学校費及び中学校費いずれも町内小中学校に対するコロナ予防対策備品購入に係る補助金でございます。

続きまして、12ページ。

15款1項1目仮設住宅の解体に係る県負担金2,400万円でございます。こちらは仮設住宅の最後の解体、廻館地区の仮設住宅解体工事に係る財源でございます。

15款2項2目民生費県補助金400万円は、民間の保育施設を含みます町内児童保育施設の感染対策備品及び消耗品の購入に対する補助金であります。

2項の4目3節水産業費補助金7,150万円は、石浜漁港の突堤工事に対します補助金でありまして、65%に相当するものであります。

続きまして、13ページ。

18款繰入金。こちら2項5目は震災復興基金繰入金5,270万円追加は、復興基金事業として上の山公園園地整備と震災伝承館アート制作委託に係る繰入金でございます。

7目地域復興基金繰入金400万円でございますが、こちらは伊里前地区南側整備工事設計業務委託に係る繰入金でございます。

12目の財政調整基金は財源調整として1億8,900万円の繰入れであります。

19節繰越金5億7,900万、後で決算で出てまいります。一般会計全体の決算、支出残額と

して実質収支残が15億3,900万でありましたので、そこから基金に8億円を積み立てまして、残り7億3,900万円を繰り入れることとなります。当初予算で1億6,000万円を既に予算計上しておりましたので、それとの差額を今回補正するものであります。

14ページ。

20款諸収入3項1目貸付金元利収入1,427万8,000円は、災害援助資金貸付元利収入が償還期間分が減額で、据置期間分が増額となる補正であります。

21款町債は先ほど地方債補正で申し上げましたとおりです。

15ページ。

歳出に入らせていただきます。歳出の主な部分を説明いたします。

2款1項5目財産管理費12節委託料の中の下段、仮庁舎第2、第3庁舎の解体工事設計業務委託1,300万円であります。

14節工事請負費下段、こちらは松崎団地のり面保護工事2,670万円、台風19号によるのり面崩れ保護を行うものであります。

24節積立金、減債基金積立金は災害援護資金元金収入の増額に伴う補正であります。

16ページを御覧願います。

14目地方創生推進費、14節工事請負費3,400万円の追加は上の山緑地公園と、前志津川保育所跡地を整備する予算でございます。

17ページ。

3目老人福祉費、委託料の減額はコロナの影響で敬老会の開催ができないことによりまして、相当額を減額させていただきます。

7目27節介護保険特別会計繰出金、こちらは低所得者保険料軽減分として介護保険特会に繰り出すものでございます。

18ページ。

3款3節1目災害救助費、応急仮設住宅の解体工事で2,400万。

4款1項1目保健衛生総務費3,900万円は新型コロナウイルス対策の消毒事業への補助金でございます。

19ページ。

4款3節1目病院費病院事業会計負担金1億5,000万円。こちらにつきましては、コロナによる病院事業の収入減に伴います財源補填をするものであります。

続きまして、5款1項4目12節汚染牧草等処理委託料200万円。入谷地区で2件分に係るす

き込みを行うための予算であります。

20ページ。

5款3項2目18節400万円。こちらは悪天候時など船を堤外に避難をする際に使用します運搬用台車を購入する漁家に対する補助金でございます。

4目石浜漁港突堤工事1億1,000万円。こちらは、申し上げてまいりました消波ブロックの設置及び物揚場の修繕工であります。

21ページ。

8款消防費1節3目消防防災施設費14節工事請負費は荒砥漁港の防潮堤工事に伴います潮位計センサーケーブル等の工事費でありまして、810万円。それから消防水利改良工事282万円は桜沢、沼田、清水の消火栓あるいは防火水槽の改良に係る費用でございます。

9款2項小学校費1目17節備品購入費であります。こちらは543万2,000円につきましてですが、コロナ感染防止用として町内5校に対しサーモグラフィーカメラなど備品を購入するものであります。

併せて22ページ。

3項中学校費1目17節の備品購入費237万7,000円につきましても同様に、コロナの感染防止として町内2校にサーモグラフィーカメラほかを購入するものであります。

9款4項2目23ページ。14節工事請負費709万円は、総合支所脇のコミュニティー図書館、こちらは仮設建築物でありましたので、これを解体いたしまして代わって歌津総合支所の中に展示するための施設改装予算を計上したものであります。

5項3目社会教育施設費14節工事請負費720万円。平成の森ボイラー室の真空ヒーターの更新工事予算であります。

24ページ。

10款災害復旧費2項1目道路橋りょう災害復旧費委託料は折立地区測量費300万円を計上したものであります。

11款公債費元金970万6,000円の増につきましては、災害援護資金の償還予定額の増額であります。

12款1項1目24節積立金3億8,400万円は過年度事業の精算に伴いまして基金に積戻しを行うものであります。同様に、2目地域復興費24節積立金2,716万8,000円につきましても前年実績により精算いたしまして積み戻すものでございます。

25ページ。



3目復興推進費12節委託料は震災伝承施設のアート作品製作委託料であります。

5項の復興効果促進費4目復興地域づくり加速化事業、失礼しました、14節1,070万円につきましては、漁港照明としてソーラー照明灯67基、ソーラー標識灯34基を設置する予算であります。

26ページ。

13款予備費につきましては、財源調整として計上させていただきました。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑願います。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） まとめながらなので、恐らく、件数多めになってしまうかもしれませんが。まとめてなるべくお伺いしたいと思います。

まず、2ページ、補正予算の全額ですけれども、毎回通常分、震災復興分、投資的経費ということで読み上げていただいています。例えば、議会広報を編集する際などに、活用させていただいたりはしているんですけれども、町民からしますと何のこっちゃいというところがあるのと、昨年台風19号の災害等がありまして、震災復興分というのは恐らく台風関係ない話だと思うんですけれども、投資的経費という部分には震災復興に関する施設整備、投資的経費というのも入ってきますし、台風の災害復旧分というのも入ってくるのかなと思っております、このあたりの詳細と伺いますか、毎回議会のたびに、補正予算計上されるたびにこれ読み上げてはいただいているんですけれども、一度その数字の精査と伺いますか、震災復興分というのはこうで、震災復興分以外の災害復旧分というのはこうでというところを、数字は一度確認していただいたほうがいいんじゃないのかなと思っておりますので、それについて必要があるかどうかですね。今、細かく数字を読み上げていただくということではなくて、今後この数字を言っていただく際に、そのあたりも検討していただく必要もあるのかなと。

さらに言いますと、今年度終わりますと震災復興分というのは基本的にはなくなるはずですので、そのあたりも今後の数字の読み上げ方としては気をつけていただいたほうがいいのかなと思っておりますので、そのあたりについての御回答を求めたいと思います。これがまず1点目です。

2点目、6ページ、関連して25ページということになると思うんですが、震災伝承施設アート製作事業というものがございます。これについては町民の耳目が非常に集まっておりますし

て、あるとき突然という感じがどうしてもしてしまうんですが、震災伝承施設にアートが来るらしいと。何だ、アートはというところがあって、なかなか具体的などころが見えてこないまま進んでいる感がございます。そろそろ、誰が何を造るんですかというあたりも教えていただきたいなと思っております。債務負担行為も認めなければいけない立場からすると、言える範囲で結構ですので、どんなものができるんですかというところを、現時点でお話しできるところをお話ししていただきたいというのが2点目でございます。

それから、16ページになるでしょうか。真ん中辺り、地方創生推進費の中の上の山緑地等整備工事と、アスファルトで舗装して駐車場を造るんですよというお話が前にあったかなと思うんですが、先ほどの細部説明ですと上の山と志津川保育所跡地を整備しますと、それしかないので、一体何がどうできるんですかというところをもうちょっと具体的にお話しいただかないと、なかなか予算を認める立場としては難しいなと思いますので、御説明いただきたいというのが3点目。

18ページ、下段のほう、保健衛生総務費上段、新型コロナウイルス対応消毒事業費補助金とございます。これは推察するに先般も町内の学校関係者に、新型コロナウイルスの陽性反応が出たというところで消毒が必要であると。ただ、前回は一般質問もさせていただきましたが、学校の教職員の皆さんが日常の消毒作業の延長線上で消毒作業を行ったと。実際に業者を呼んで消毒するとなると、大変多額な経費がかかる上に、消毒はしろと言われていのに、消毒費用は自分で払えという仕組みになっていますので、それは国の制度なのでいかんともし難い部分もあるでしょうが、今回の補正予算に計上した3,900万円はそのあたりをにらんでの予算計上なのかどうなのか。どういう場合を想定しているのかお伺いしたいと思います。

もう一点だけにしましょう。24ページ、下段のほうに地域復興費の委託料として伊里前地区南側整備工事設計業務委託料というのがございます。ハマレ歌津がありまして、国道がありまして、その国道挟んだ反対側に祈りの場であったり、町民の皆さんが集う憩いの場、駐車場とは言っちゃいけないことに、たしかになっていたと思いますので、ただそういった場所を整備するよという計画だったと確認しておりますけれども、そちらを利用されることを想定していったときに、当然ハマレ歌津であるとか何かイベントをやったり、にぎわいを創出していくということを考えれば、国道の南側に駐車をしたりもしくは祈りの場所があって、そこで手を合わせたりといったときに、当然国道を渡ってハマレ歌津側に移動して、そこで例えば、買い物をするとか地域の皆さんと交流するということは当然想定されるべきだと

思うんですが、横断歩道ですね。近いところにつかないらしいというお話を聞きまして、どうなっているんですかという問合せをいただいたことがございますので、私あの辺り、非常に詳しいわけではないんですけども、あそこ国道挟んでの一体利用を今後考えていく上では必ずつけなければいけないと思いますが、例えば、交通管理者等の協議、施工に当たっている業者等との協議というものはどのように進んでいるのかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、1点目につきましては私からの回答をさせていただきたいと思います。

予算の説明の中で、決まって冒頭、震災復興分といわゆる通常分についての御説明をさせていただいてきております。これは前任からずっと同じように説明してきているものですから、統計的に見ていく上ではやはり説明したほうがいだろうという判断が一つありますけれども、私の中でもやはり数字の必要について考えた場合、財政担当の立場としますと復興予算という財源そのものが、私自身にとっても初めてといいますか、本当にまれな財源ですね。歴史的と言ってもいいような出来事に対する歴史的な財源が提出されて、我が町にとってはとてもではありませんけれども、通常予算では考えられないだけの予算を動かしてまちづくりをして進めてきたこの10年間ということでもありますので、一方では大きな予算を動かしつつも、常に平常であればどれくらいの規模の予算が、我が町の予算規模なのかということは常に念頭に置きながらやっていかなければならないものだと思いますし、また一方では現実的に動かさなければならぬ莫大な復興予算を、立て分けつけながら町の予算というものを運用していかなければならぬんだらうという必要から、財政の立場としても御説明をさせていただいてまいりました。

これと議員が疑問に思った投資的経費との関連性というのはおっしゃるとおり。例えば、台風などが出てもこの投資的経費の中にどんどん分類されていくものですから、復興予算と絡めて投資的経費がどれくらいの意味を持つのかという部分につきましては、なかなか一般の町民の方々にとってはその必要性、感じ取りにくいと思います。ただ、我々が財政、予算を運用するときには、常に一般的な状況であれば義務的な経費に何%程度が縛られてしまっていて、その年度その年度に、どれほどまちづくりのために投資的経費が支出されたかあるいはされるのかというのは、非常に積極的な財政運営をしようとしていたときに、重要な指標なものですから、あえて投資的経費というものを切り取って説明してまいりましたけれども、今後のありようを考えていくときには、間もなくやはり復興事業が終了すればあるいは復興

事業を除いて、分けて投資的経費というものを認識していくことが、今後のいわゆる正常な状態の町、財政運営を考えるとときには必要になるだろうと思いますので、今後はそこを立て分けつけて御説明できればと考えております。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） アート製作の関係ですが、伝承施設の伝承機能の基本計画をつくる際にも御紹介等させていただいておりますが、現時点でまだ契約前ですので、これという具体名称は控えさせていただきますが、いずれ有料の空間、無料の空間、それぞれに対してアートの機能を持たせていきたいという考えですが、前段の部分はラーニングをするスペースに入る前という部分もございますので、土地柄、さんさん商店街等観光がてらで来た方々を、そのまま和気あいあいの雰囲気ですらで学習をさせるというのは、いかがなものかという視点もございまして、そこで一旦心を静めていただく、一線を引いてもらうといったような空間をアートで表現していくというのがまず1点。

もう一つは、町のコンセプトでもございます震災のどちらかという暗いイメージだけではなくて、最後にはこれまでいただいた支援あるいはこれからの南三陸町、そういった感謝と希望という部分を表現していただく、そういったアートを考えているというところでございます。

具体は、それを1人でやるのではなく、今のところは2名の方をお願いする予定にはしていますが、いずれどちらも町民参加型ということで、アートの一部に町民が手を加えていくといった機会をまず創出しながらやっていく、一方的にアート、芸術家の手だけに染めていくというものでなくて、町民の方も参画しながらアートをつくり上げていくといったような空間にする予定としております。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 上の山緑地等整備工事についてです。3,400万円ということで、補正予算計上させていただいておりますが、ざっくり内訳を申しますと駐車場部分で1,100、公園部分で2,300という内訳になっています。駐車場につきまして、すみません、以前アスファルト舗装ということだったんですけれども、アスファルトよりも砂利敷のほうが価格的に安価に上がりますので、そちらで今検討しております。公園なんですけれども、フェンスであったり公園内の通路の舗装であったり水飲み場、ベンチ、あずまやといったものを整備するように考えております。以上です。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） すみません、1点申し上げるのを忘れました。今日、支所長が来ていないんですが、先ほど伊里前の国道南側の関係ですが、今回の補正予算につきましては一定の広場、駐車場という視点での設計は終わっていたんですが、もう少し町民の方々と意見を交わしたところ、もう少し詰めた遊具広場でありますとか三嶋山神社への参道でありますとか、そういった部分を整備していくということで、一定の方向性が決まりましたので、それに合わせた補正予算と。

その中で、どうしても国道45号を横断する部分に、地域として警察等に信号機の設置という部分をお願いしていこうという機運にはなったようです。ただ、それが実際の行動としてどうなっているかというのは、ちょっと定かではないですが、いずれそこの横断するという安全性の確保については、地域ではそのような考えであるという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、4点目に御質問いただきましたコロナウイルスの消毒事業のことでございます。お見込みのとおりでございます、コロナウイルスを消毒することに対する補助金ということになりますけれども、一般質問でも御説明させていただきましたけれども、コロナウイルスについてはある一定時間、最低72時間と言われておりますけれども、その間人体ですとかあるいは生物に取り込まれなければ、自然的に消滅していくものであります。ただ、その時間が取れない、何らかの事情で取れないという場合に関しては、人為的に消毒をするしかありませんので、そういった方々を対象にしていくということです。

具体につきましては、対象として補助金の交付対象としておりますのが、まず店舗事業所ですね。店舗事業所についても小規模といいますか、普通の店舗と大規模と分けておりまして、両方とも補助率については3分の2です。店舗等については、小規模店舗については補助率3分の2で上限20万円の補助。ですので、30万円分までは頼める。そのうち、10万円は、30万円満タンかかりましたら、10万円は個人負担になりますということです。大規模店舗につきましては、補助率は同じですけども、上限が60万円ということになります。

続きまして、もう一つ75歳以上の独居または75歳以上のみの世帯の方、ここにつきましてはその世帯と大きな面積の集合住宅の共用部分を管理されている団体、具体例で申し上げますと、災害公営の自治会などがこれに当たると思われますけれども、そこに関しては補助率10分の10で上限30万円ということに設計をさせていただいております。後ろのほうについては、一番最初にある一定時間場所を空けるあるいは一般質問のときも御説明させていただきました

たけれども、保健所等指導に基づいて通常に消毒をする、例えば、今回学校でやっていただきましたけれども、ああいう形できちんと消毒をすればそれでウイルスを除去することは可能なんですけれども、なかなか今申し上げましたある一定年齢を超えた方のみの世帯となると、どうしても身体的な条件もあって、それが難しいということもありますし、それから大きな共同住宅の共用部分ということになりますと、誰がどのような形で責任を持てばいいのかということもありますので、こういった部分には上限10分の10で御支援をさせていただくということにしております。

なお、交付については急を要するものですので、口頭指示等も含めて柔軟な形で対応させていただきたいと、今設計しておるところでございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 最初、通常分と復興分、それから投資的経費という話です。今おっしゃっていただいたような、そのために財務諸表とかを作って見える化しましょうという話が、以前からあったんだろうとっておりますので、町民の皆さんに分かりやすい数字の説明というのは、どこまでいけば分かりやすくなるのかという話は、非常に線引き難しいところがありますけれども、鋭意取り組んでいっていかなければいけないところだろうと思っておりますので、引き続き御努力いただければと思っております。

アートに関しては分かりました。2名というところまで聞き出せましたので、今回はそんなものかなと思っております。

上の山につきましては具体的に計画がしっかりあって、ここをこう直してこう直してという話はあるようでございますし、私以前にも設計の部分でしたかね、申し上げたんですけれども、町の単費持ち出しでという話になると、どうしようかなという話なんです、社総交使えるという話ですので、その道の駅であったり震災伝承スペースの辺りと一体的に整備していくということですので、やはりあそこには町民の皆さんが寄っていただく、それから外から来ていただく、学びに来ていただく方々と交流していただくということでもありますので、そこに上の山のスペースが有効に使えるということになれば、それはまさにより回遊性も広がりますし、町民以外の皆さんとの交流が深まっていく。それがひいては防災教育の拡大につながっていく、寄与していくということだと思いますので、鋭意取り組んでいただきたいなと思いました。計画がしっかりあるということを知って安心しましたので、そこはその点で以上かなと思っております。

先に伊里前の話が出ましたので、地元からそういった声が上がっていて、実際に私もその話

をいただいたときに、例えば書面で提出していただくとか、そういった声があるんだよということも申し上げていただいたほうが、私もその側面から支援ができるんじゃないかなという話も直接させていただいたこともありますし、あの辺りは上に小学校、中学校がありまして、通学にも、かなり安全確保という意味では非常に重要な部分だろうと思いますので、町としても大切な部分だろうと認識して取り組んでいただきたいなと思っております。

最後、消毒ですけれども、商売やっているところは上限が3分の2で、高齢者がいたり災害公営住宅なんかは10分の10だよという話。どうでしょうね。出たくて感染者出しているわけではないので、事業を営んでいようがいまいが10分の10欲しいなと個人的には考えてしまいますけれども、そこを予算上、町としてはどうしてもそこが限界なのかというところに御回答いただきたいのが1つと、これ時間取れない、72時間で不活化するとか言われてもウイルス見たことありませんので、町民からすると何のこっちゃい、ほんまかいなという話になると思いますので、そういう意味では消毒したという事実が、安心を与えるということにつながっていくのだらうと思っておりますので、もしそういったことが疑われるような場所には、業者を頼んでどんどんというか、しっかりと消毒をするんだという支援体制を整えているということを周知していくことが、ひいては安心安全につながっていくんだらうと思っておりますので、再度確認としては例えば消毒したい、消毒しなければいけない案件が出たときは、町に言って業者をどんどん頼んで消毒していいんだよという捉え方でいいのかどうか。最後にお伺いします。

○議長（三浦清人君） 最初に言うのを忘れました。質疑、答弁は簡潔にお願いいたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 10分の10に全てできないかという答えに関しましては、先ほども触れたんですけれども、基本は御自分でというのが大前提であります。一般家庭については申し訳ございませんけれども、ぜひ自分の中でお願いしますということを申し上げざるを得ない状況で、今ございます。消毒についても特別なものが特に必要というわけではなくて、ハイター希釈液という形で手頃な値段で手に入るもので十分ですので、そういった旨で一定程度の御負担をお願いせざるを得ないかなと。ただ、高齢者のみの世帯でありますとか、あるいは大規模な共同住宅の共有スペースという形で、それを負担するのに何も財源を持っていらっしやらないだらうと思われる方、団体については10分の10でということ想定したということです。

2点目の消毒が安心につながるので、これをきっちりやりましたよということ、ぜひアピ

ールすべきだに関しては、そのとおりだと思いますし、あとは該当する部分に関しては遅滞なくおっしゃっていただければ、できるだけスピードアップをして消毒ができるようにということとはしてまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 簡潔に申し上げたいと思います。基本は自分でというのは分からなくはないんですけれども、それを言うと、であれば逆に自治会とか行政区とかに何か心配だから、出てもないのに心配だから消毒しろというところに財源投下するというのが、ちょっと難しいかなと思うんですが、実際に例えば出てしまったとか、陽性反応確認されたという場合には、それでも自分でやらなきゃいけないですよ。であれば、それに必要な消毒液であるとか、雑巾であるとか資機材であるとかというのを前もって配備しておく、もしくは町全体として確保しておいて、それを消毒が必要になった場合は、どうぞ使ってくださいと提供するというのを考えなければいけないんじゃないかなと思うんですが、それはどうなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 消毒液等については、通常であれば普通家庭にあるもので十分足りるんですけれども、例えばクラスターが発生したとか、何らかの行政の支援がないとなかなか難しいという場合については、総務課で一定程度ストックしてある分がありますので、そういったものの活用なども、総務課にちょっとぜひ問合せをしてみたいとは思ってございます。

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明日8日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時48分 延会